

官報 号外

平成七年十月二十五日

○第三百十四回 参議院會議録第七号

平成七年十月二十五日(水曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第七号

平成七年十月二十五日

午前十時開議

第一 千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めめるの件

第二 千九百九十五年の國際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件

第三 通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 中小企業における労働力の確保のための雇管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

平成七年十月二十五日 参議院會議録第七号

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。日程第一 千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めめるの件

日程第二 千九百九十五年の國際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件

以上両件を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長木庭健太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○木庭健太郎君 たいま議題となりました協定二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、千九百九十五年の國際穀物協定は、本年六月三十日に失効した千九百八十八年の國際小麦協定にかわるものでありまして、穀物の貿易等に関する情報交換等を行うこと及び開發途上国に対する一定量以上の食糧援助を確保することを目的とするものであります。

次に、千九百九十五年の國際天然ゴム協定は、現行の千九百八十七年の國際天然ゴム協定にかわるものでありまして、緩衝在庫の運用等を通じて、天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的とするものであります。

委員会におきましては、國際商品協定の現状と見通し、世界の穀物事情、世界的な食糧不足への対応策、天然ゴム緩衝在庫制度の意義等について

千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めめるの件外一件 通信・放送機構法の一部を改正する法律案 中小企業における労働力の確保のための雇管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長及川一夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○及川一夫君 たいま議題となりました通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電気通信分野における研究開発のための施設を一層充実することにより、通信・放送技術の向上を図ることを目的としたしております。

このため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発を行うための基盤的な施設を整備し、これを研究開発を行う者の共用に供するとの業務を追加する等の改正を行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 中小企業における労働力の確保のための雇管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長足立良平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔足立良平君登壇、拍手〕

委員会におきましては、國際競争下にある我が國の情報通信産業の現状、情報通信分野の研究開発の現状と将来動向、通信・放送分野における包括的な支援立法の必要性、災害に強い情報通信基盤整備についての政府の取り組み、阪神・淡路大震災復興対策における本事業の位置づけ、情報通信分野の障害者・高齢者に対する支援の確保等の諸問題について、阪神・淡路大震災の被災地域からの要請にこたえる施策であることも踏まえながら、幅広く質疑を行いました。その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 中小企業における労働力の確保のための雇管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長足立良平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔足立良平君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 中小企業における労働力の確保のための雇管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長足立良平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔足立良平君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 中小企業における労働力の確保のための雇管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長足立良平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○足立良平君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国際化や規制緩和の進展等を背景に産業構造の転換が進む中、雇用失業情勢は依然厳しい状況が続き、新たな雇用機会の創出を図ることが緊急の課題となっております。

本法律案は、ベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業等が行う人材の育成・確保や魅力ある職場づくりを支援することにより、新たな雇用機会の創出を図ろうとするもので、その主な内容は、施策の対象に個別中小企業を追加すること、高度の技能・知識を有する人材の確保にかかわる助成措置の創設など支援措置を充実すること、いまだ労働者を雇用していない事業主等を支援措置の対象とし創業及び事業拡大を支援することなどであります。

委員会におきましては、中小企業の経営環境と人材確保対策の重要性、法改正の理由、雇用機会創出への効果、新たな助成制度の内容とその周知徹底、新制度実施に伴うリストラ助長の懸念、中小企業に対する能力開発等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。中小企業対策特別委員長二木秀夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○二木秀夫君 たいだいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、中小企業対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厳しい経済環境のもとで、中小企業の資金調達を容易にするとともに、新事業開拓を促進するために、中小企業信用保険について無担保保険や新事業開拓保険の限度額の引き上げ等を行うとするものでございます。

委員会におきましては、ベンチャー企業の育成・支援、中小企業信用保険の運用の問題等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長香掛哲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○香掛哲男君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案は、国内において新たな事業活動の展開を積極的に促進することが必要であることにかんがみ、特定施設整備法、新規事業法、輸入・対内投資法について所要の改正を行うとともに、法律の廃止期限をそれぞれ十年延長しようとするものであります。

次に、繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、我が国繊維産業の情報化を促進することにより繊維産業の一層の効率化を図るため、所要の改正を行うとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、民生活の成果と今後の運用のあり方、新規事業法の認定要件の弾力的適用、繊維セーフガード措置に係る調査状況等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案につ

いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、三項目の附帯決議を行いました。

次に、繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

次に、繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 斎藤 十朗君 |
| 副議長 | 松尾 官平君 |
| 議員 | 荒木 清寛君 |
| | 山崎 力君 |
| | 市川 一朗君 |
| | 高野 博師君 |
| | 田 英夫君 |
| | 小川 勝也君 |
| | 中尾 則幸君 |
| | 小林 元君 |
| | 岩瀬 良三君 |
| | 魚住裕一郎君 |

長谷川道郎君	和田洋子君	平田健二君	田浦直君	大森礼子君	戸田邦司君	今泉昭君	益田洋介君	武田節子君	釘宮磐君	山下栄一君	統訓弘君	木庭健太郎君	白浜一良君	星野明市君	足立良平君	広中和歌子君	及川順郎君	平井卓志君	末広真樹子君	松村龍二君	椎名素夫君	奥村展三君	保坂三蔵君	鈴木正孝君	常田享詳君	岩井國臣君	林久美子君	福本潤一君	塩崎恭久君	横尾泰昌君	横尾和伸君	直嶋正行君	宮崎秀樹君	陣内孝雄君	風間神君	野沢太三君	鈴木貞敏君
西川玲子君	小山峰男君	菅川健二君	阿曾田清君	畑恵君	渡辺孝男君	加藤修一君	石田美栄君	泉信也君	北澤俊美君	牛嶋正君	浜四津敏子君	寺崎昭久君	勝木健司君	田村秀昭君	寺澤芳男君	林寛子君	片上公人君	石井一二君	水野誠一君	三浦一水君	本岡昭次君	堂本暁子君	平田耕一君	山本保君	阿部正俊君	海老原義彦君	友部達夫君	海野義孝君	服部三男雄君	清水達雄君	平野貞夫君	松浦孝治君	二木秀夫君	猪熊重二君	長谷川清君	永田良雄君	志村哲良君

大久保直彦君	鶴岡洋君	鈴木省吾君	坂野重信君	矢野哲朗君	狩野安君	林芳正君	長峯基君	中島真人君	澤手顯正君	松谷蒼一郎君	金田勝年君	坪井一字君	鈴木栄治君	野間越君	岡利定君	久世公堯君	山崎正昭君	石川弘君	石渡清元君	吉川芳男君	下稻葉耕吉君	倉田寛之君	岡野裕君	真鍋賢二君	鴻池祥肇君	中曾根弘文君	木宮和彦君	齋藤文夫君	河本英典君	西田吉宏君	鹿熊安正君	河本三郎君	太田豊秋君	笠原潤一君	景山俊太郎君	中原爽君	馳浩君	橋本聖子君	吉村剛太郎君	加藤紀文君	大野明君	永野茂門君	吉田之久君
吉田之久君	永野茂門君	大野明君	加藤紀文君	吉村剛太郎君	橋本聖子君	馳浩君	中原爽君	景山俊太郎君	笠原潤一君	太田豊秋君	河本三郎君	鹿熊安正君	西田吉宏君	河本英典君	齋藤文夫君	木宮和彦君	中曾根弘文君	鴻池祥肇君	真鍋賢二君	岡野裕君	倉田寛之君	林田悠紀夫君	岡部三郎君	遠藤要君	佐々木満君	前田勲男君	依田智治君	谷川秀善君	鈴木政一君	朝日俊弘君	龜谷博昭君	小山孝雄君	萱野茂君	佐藤泰三君	真島一男君								

大島慶久君	大脇雅子君	尾辻秀久君	鎌田要人君	須藤良太郎君	大淵絹子君	小野清子君	青木幹雄君	石井道子君	山本正和君	井上孝君	大木浩君	高木正明君	松浦功君	菅野久光君	田村公平君	西川潔君	前川忠夫君	島袋宗康君	栗原君子君	川橋幸子君	山田俊昭君	谷本巍君	菅野壽君	武田邦太郎君	筆坂秀世君	千葉景子君	山口哲夫君	緒方靖夫君	峰崎直樹君	角田義一君	有働正治君	吉岡吉典君	矢田部理君	志苦裕君	瀬谷英行君	上田耕一郎君								
野村五男君	日下部禮代子君	片山虎之助君	清水嘉与子君	成瀬守重君	洲上貞雄君	浦田勝君	守住有信君	竹山裕君	松前達郎君	大河原太一郎君	田沢智治君	宮澤弘君	森山眞弓君	上山和人君	国井正幸君	山下芳生君	江本孟紀君	笠井亮君	今井澄君	笹野貞子君	阿部幸代君	清水澄子君	竹村泰子君	佐藤道夫君	須藤美也子君	及川一夫君	西山登紀子君	吉川春子君	薬科満治君	村沢牧君	橋本敦君	鈴木和美君	赤桐操君	久保巨君	聽清弘君									

國務大臣
 通商産業大臣 橋本龍太郎君
 外務大臣 河野洋平君
 郵政大臣 井上一成君
 労働大臣 青木薪次君

議長の報告事項
 去る二十日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。
 外務委員
 大蔵委員
 農林水産委員
 商工委員
 逓信委員
 労働委員

大蔵委員
 大脇 雅子君 補欠 川橋 幸子君
 三重野 栄子君 補欠 照屋 寛徳君
 農林水産委員
 川橋 幸子君 補欠 大脇 雅子君
 照屋 寛徳君 補欠 三重野 栄子君
 商工委員
 前田 勲男君 補欠 松村 龍二君
 逓信委員
 佐々木 満君 補欠 林 芳正君
 労働委員
 狩野 安君 補欠 北岡 秀二君
 北岡 秀二君 補欠 狩野 安君
 林 芳正君 補欠 佐々木 満君
 松村 龍二君 補欠 前田 勲男君

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
 国際機関等に派遣される防衛庁の職員処遇等
 に関する法律案
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員に關する法律の一部を改正する法律案

建築物の耐震改修の促進に關する法律案

裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に關する法律の一部を改正する法律案

消防組織法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の秘書の給与等に關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に關する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員に關する法律の一部を改正する法律

建築物の耐震改修の促進に關する法律

裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に關する法律の一部を改正する法律

消防組織法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に關する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に關する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日

防衛施設官 宝珠山 昇 (退職) 平七・一〇・三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを受領した。

防衛施設庁長官 諸富 増夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、防衛施設庁長官諸富増夫君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十一日議長は、さきに逝去された議員大塚清次郎君に対し次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされました議員農林水産委員長長從四位勲二等大塚清次郎君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員 川橋 幸子君 補欠 一井 淳治君

商工委員 一井 淳治君 補欠 川橋 幸子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員 平田 健二君 補欠 鈴木 正孝君

同日委員長から次の報告書が提出された。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日

通商産業大臣官房審議官 及川 耕造 (解職) 平七・一〇・三

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを受領した。

通商産業大臣官房審議官 作田 頼治君

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、通商産業大臣官房審議官作田頼治君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 齋藤 勁君 補欠 一井 淳治君

外務委員 齋藤 勁君 補欠 一井 淳治君

商工委員 一井 淳治君 補欠 川橋 幸子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員 鈴木 正孝君 補欠 平田 健二君

同日委員長から次の報告書が提出された。新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に關する法律案(閣法第四号)審査報告書

纖維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)審査報告書

千九百九十五年の國際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)審査報告書

審査報告書

千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十四日 外務委員長 木庭健太郎 参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 中尾 則幸君 補欠 末広真樹子君

中小企業対策特別委員 鈴木 正孝君 補欠 平田 健二君

同日委員長から次の報告書が提出された。新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に關する法律案(閣法第四号)審査報告書

纖維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)審査報告書

千九百九十五年の國際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)審査報告書

審査報告書

千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十四日 外務委員長 木庭健太郎 参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百八十六年の國際小麦協定に代わるもので、穀物の貿易等に關する情報交換等について定める千九百九十五年の穀物貿易規約及び開發途上国に対する千九百九十五年の食糧援助の確保について定める千九百九十五年の食糧援助規約から成る。我が国がこの協定を締結することは、穀物の貿易に關する國際協力及び開發途上国における食糧不足を緩和するための

国際協力に貢献する見地から有意義であると思われ、適切な措置と認める。

一、費用

平成七年度一般会計歳出予算(外務省所管)に、国際小麦理事会(この協定により国際穀物理事会と改称される。)分担金として二千二百七十四万円、食糧援助規約の援助義務を履行するために必要な経費として百二十億一千万円がそれぞれ計上されている。

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

平成七年十月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十五年の国際穀物協定

前文

この協定の署名国は、千九百四十九年の国際小麦協定が順次修正され、更新され、内容が新たにされ又は有効期間が延長されて千九百八十六年の国際小麦協定の作成に至ったことを考慮し、

千九百八十六年の小麦貿易規約及び千九百八十六年の食糧援助規約で構成され並びに有効期間が延長された千九百八十六年の国際小麦協定が千九百九十五年六月三十日に効力を失うこと並びに新たな期間についての協定を締結することが望ましいことを考慮して、

千九百八十六年の国際小麦協定の内容を新たにし、千九百九十五年の国際穀物協定と名称を改め

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号

並びにこの協定は(a)千九百九十五年の穀物貿易規約及び(b)千九百九十五年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成されるものとする。この並びに關係政府がその憲法上又は組織の手続に従いこれらの二の規約の双方又はいずれか一方の署名及び批准、受諾又は承認のための手続をとることを合意した。

千九百九十五年の穀物貿易規約

第一部 総則

第一条 目的

この規約の目的は、次のとおりとする。
(a) 穀物の貿易のすべての側面、特に食糧用の穀物の状況に影響を及ぼす穀物の貿易の側面について国際協力を促進すること。
(b) すべての加盟国、特に開発途上加盟国の利益のため、穀物の国際貿易の拡大を促進し及びその貿易の自由な流れ(貿易障害並びに不正な慣行及び差別的な慣行の廃止を含む)を確保すること。
(c) すべての加盟国の利益のため最大限に可能な範囲で国際穀物市場の安定に寄与し、世界の食糧の安全保障を高め及びその経済が穀物の商業的売渡に大きく依存している国の発展に寄与すること。
(d) 穀物の貿易に関する加盟国の関心事項についての情報交換及び討議の場を提供すること。

この規約の適用上、
(1)(a) 「理事会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定によって設立され、かつ、第九条の規定に基づいて存続する国際穀物理事会をいう。
(b)(i) 「加盟国」とは、この規約の締結国をいう。
(ii) 「加盟輸出国」とは、第十二条の規定に基づいて指定される加盟国をいう。
(iii) 「加盟輸入国」とは、第十二条の規定に基づいて指定される加盟国をいう。

第二条 定義

(1)(a) 「買入れ」とは、輸入のための穀物の買入れ又は、文脈により、輸入のため買入れられた穀物の数量をいう。
(b) 「売渡し」とは、輸出のための穀物の売渡し又は、文脈により、輸出のため売り渡された穀物の数量をいう。
(c) 買入れ又は売渡しというときは、關係政府間で行われる買入れ又は売渡しのみではなく、民間貿易業者間で行われる買入れ又は売渡し及び民間貿易業者と關係政府との間で行われる買入れ又は売渡しをいう。
(d) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投票する票(第十二条の規定に従って算出されたもの)の合計の三分の二以上の票(同条の規定に従って算出されたもの)の合計の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。
(e) 「收穫年度」又は「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。
(f) 「作業日」とは、理事会の本部における作業日をいう。
(g) 「政府」又は「加盟国」というときは、欧州共同体を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、承諾書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、欧州共同体については、その権限のある当局が欧州共同体のために行う署名及び暫定的適用宣言並びに欧州共同体の組織の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託をいう。

「政府」又は「加盟国」というときは、適當な場合には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関を設立する協定に定める独立の関税地域を含む。

第三条 情報、報告及び研究
第一条の目的の達成を容易にし、理事会の会合における一層十分な意見交換を可能にし、及び加盟国の一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適當な場合の特別研究のための措置がとられる。

(a) 供給、需要及び市況
(b) 各国の政策の動向及びその国際市場に及ぼす影響
(c) 貿易、利用、保管及び輸送の改善及び拡大に関する動向(特に、開発途上国における動向)

(1) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向が加盟国の利益に影響を及ぼす著しいおそれがあると認められた場合には事務局長が、自発的に若しくは理事会のいずれかの加盟国の要請により、このような動向について同委員会の注意を喚起した場合には、同委員会は、執行委員会に対して直ちにそのような事実を報告する。市況委員会は、執行委員会に報告するに当たり、加盟国の利益に影響を及ぼすおそれのある事情を

に寄託することとされている文書の寄託をいう。
(3) 「政府」又は「加盟国」というときは、適當な場合には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関を設立する協定に定める独立の関税地域を含む。

第四条 市場動向に関する協議
(1) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向が加盟国の利益に影響を及ぼす著しいおそれがあると認められた場合には事務局長が、自発的に若しくは理事会のいずれかの加盟国の要請により、このような動向について同委員会の注意を喚起した場合には、同委員会は、執行委員会に対して直ちにそのような事実を報告する。市況委員会は、執行委員会に報告するに当たり、加盟国の利益に影響を及ぼすおそれのある事情を

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

特に考慮する。

(2) 執行委員会は、(1)の動向を検討するために十作業日以内に会合するものとし、適当と認めるときは、事態を検討するために理事会の会合を招集するよう理事会の議長に要請する。

第五条 商業的買入れ及び特殊取引

(1) この規約の適用上、商業的買入れとは、第二条に定義する買入れであつて國際貿易における通常の商業的慣行に適合するものをいい、(2)に規定する取引を含まない。

(2) この規約の適用上、特殊取引とは、關係加盟國政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものを含む。

- (a) 信用供与に基づく売渡しであつて、利率、支払期間その他関連する条件が政府の関与により世界市場における通常の商業的利率、期間又は条件に合致しないもの
- (b) 穀物の買入れの資金が加盟輸出國政府から穀物の買入れのための借款として供与される売渡し
- (c) 加盟輸入國の通貨であつて、振替をするこ

とができず、かつ、加盟輸出國內で使用する通貨に交換すること又は当該加盟輸出國內で使用する物品の対価に充てることができないものによる売渡し

(d) 物品の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定について定める特別の支払取決めを有する貿易協定に基づく売渡し。ただし、關係加盟輸出國及び關係加盟輸入國が当該売渡しを商業的なものとみなすことに合意する場合を除く。

(e) 求償取引であつて、

- (i) 政府の関与によつて行われ、國際相場以外の価格で穀物を交換するもの、又は、
- (ii) 政府の買入計画に基づく補助を受けるもの。ただし、穀物の買入れが原求償契約中に最終仕向國を明記していない求償取引に

基づくものである場合を除く。

(f) 穀物の贈与又は加盟輸出國が穀物の買入れのために贈与した資金による穀物の買入れ
(g) 關係加盟國政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与されたその他の種類の取引で理事会が定めるもの

(3) 取引が(1)に定義する商業的買入れ又は(2)に定義する特殊取引のいずれであるかに関し事務局長又はいずれかの加盟國が提起する問題については、理事会が決定する。

第六条 特恵的取引に関する指針

(1) 加盟國は、穀物の特恵的取引を、生産及び商業的國際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する。

(2) このため、加盟特恵供与國及び加盟受益國は、特恵的取引が行われなかつた場合に合理的に予想することができ商業的売渡しに對する追加として、また、受益國における消費又は在庫を増加させるものとして当該特恵的取引が行われることを確保するために適當な措置をとる。この措置については、國際連合食糧農業機關の加盟國である國の場合には、同機關の余剩處理の原則及び指針並びに同機關の加盟國の協議義務に適合するものとしなければならず、また、受益國との間で合意された穀物の商業的輸入の水準が当該受益國により世界の全地域に對する關係において維持されとの要件を含めることができる。当該水準の設定又は調整に当たつては、特定の期間における商業的輸入の水準、利用及び輸入の最近の傾向並びに当該受益國の經濟事情、特にその國際收支の状況を十分に考慮する。

(3) 加盟國は、特恵的取引による輸出を行う場合には、受益國との取決めを行う前に、加盟輸出國であつてその商業的売渡しに当該特恵的取引により影響を受けるおそれのあるものと最大限に可能な範囲で協議する。

(4) 事務局は、穀物の特恵的取引の動向について理事会に定期的に報告する。

第七条 報告及び記録

(1) 加盟國は、自國が行う穀物のすべての船積み及び非加盟國からの穀物のすべての輸入につき商業的取引及び特殊取引を別個に示す報告を定期的にを行うものとし、理事会は、收穫年度ごとの記録を保持する。理事会は、また、非加盟國間の可能な限りのすべての船積みについての記録を保持する。

(2) 加盟國は、穀物についての自國の供給及び需要に關して理事会が必要とする情報を可能な限り提供し、並びに自國の穀物政策の変更のすべてを速やかに報告する。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 加盟國は、商業的売渡し及び商業的買入れ並びに特殊取引に係る穀物の數量に關する情報で理事会がその權限上必要とするものを事務局長に送付する。この情報には、次のものを含める。

- (i) 特殊取引については、第五条に規定する取引のうちいずれか該当するものに分類することを可能にするような当該特殊取引の明細
- (ii) 当該穀物の種類、銘柄、等級及び品質に關する入手可能な情報
- (b) 加盟國は、穀物を輸出するときは、その輸出価格に關する情報で理事会が必要とするものを事務局長に送付する。
- (c) 理事会は、その時点における通常の穀物輸送費に關する情報を定期的に入手するものと

し、加盟國は、理事会が必要とする補足的情報を提供する。

(4) 加盟國は、穀物の原産國以外の國における再販売、通過又は港での積替えの後に最終仕向國に到着する穀物については、その船積み及び当該原産國から当該最終仕向國への船積みとして記録に記入されることを可能にするような情報を

最大限に可能な範囲で提供する。この(4)の規定は、再販売される穀物に關しては、当該穀物が同一の收穫年度において原産國から積み出されたものである場合に適用する。

(5) 理事会は、この条に規定する報告及び記録に關する手続規則を制定する。この規則は、報告の回数及び方法その他報告に關する加盟國の義務について定める。理事会は、また、その保管する記録又は記述の修正に關する規定(修正に關して生ずる紛争の解決に關するものを含む)を定める。いずれかの加盟國がこの条に規定する報告を反復してかつ正当な理由なく怠つた場合には、執行委員会は、事態を是正するために当該加盟國と協議する。

第八条 紛争及び苦情

(1) この規約の解釈又は適用に關する紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争當事國であるいずれかの加盟國の要請により、決定のため理事会に付託される。

(2) いずれかの加盟國も、この規約の締結國としての自國の利益が一又は二以上の加盟國の行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものにより著しく害されたと認める場合には、理事会に問題を提起することができる。この場合には、理事会は、当該問題を解決するため直ちに關係加盟國と協議する。当該問題がその協議によつて解決されない場合には、理事会は、当該問題を更に検討するものとし、また、關係加盟國に對して勧告を行うことができる。

第一部 運用

第九条 理事会の構成

(1) 理事会(千九百四十九年の國際小麥協定によつて設立された國際小麥理事会の名称は、この規約によつて國際穀物理事会と改める)は、この規約を運用するため、この規約に定める構成、権限及び任務をもつて存続する。

(2) 加盟國は、理事会の会合においては、代表、代表代理及び顧問によつて代表される。

(3) 理事会は、一収獲年度の間に在任する議長及び副議長各一人を選出する。議長は、投票権を有しないものとし、副議長は、議長として行動する間、投票権を有しない。

第十条 理事会の権限及び任務

(1) 理事会は、その手続規則を制定する。

(2) 理事会は、この規約によって必要とされる記録を保管するものとし、また、望ましいと認められるその他の記録を保管することができる。

(3) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行することができるようにするため、理事会は、必要な統計及び情報の提供を要請することができるものとし、加盟国は、第七条(2)に定めるところにより、これらの統計及び情報を提供することを約束する。

(4) 理事会は、特別多数票による議決で、次の権限及び任務を除くほか、権限の行使又は任務の遂行を委員会又は事務局長に委任することができる。

(a) 第八条の規定に基づいて問題について決定を行うこと。

(b) 付表に掲げる加盟国の票数を次条の規定に基づいて再検討すること。

(c) 第十二条の規定に基づいて加盟輸出国及び加盟輸入国を決定し並びに加盟輸出国及び加盟輸入国の票数を配分すること。

(d) 第十三条(1)の規定に基づいて理事会の所在地を決定すること。

(e) 第十七条(2)の規定に基づいて事務局長を任命すること。

(f) 第二十一条の規定に基づいて予算を採択し及び加盟国の分担金の額を決定すること。

(g) 第二十一条(6)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。

(h) 第二十一条の規定に基づいて国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議の招集を要請すること。

(i) 第三十条の規定に基づいて加盟国を理事会

から除名すること。

(j) 第三十二条の規定に基づいてこの規約の改正を勧告すること。

(k) 第三十三条の規定に基づいてこの規約の有効期間を延長し又はこの規約を終了させること。

理事会は、いつでも、投じられる票の過半数による議決でその委任を撤回することができる。

(5) 理事会が(4)の規定により委任した権限又は任務に基づいて行われた決定については、理事会の定める期間内に加盟国による要請がある場合には、理事会が再検討する。当該決定は、当該期間内に再検討の要請がない場合には、すべての加盟国を拘束する。

(6) 理事会は、この規約に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。

第十一条 効力発生及び予算手続のため

(1) 第二十八条(1)の規定に基づくこの規約の効力発生のために必要とされる票数の計算は、付表A部に定める票数を用いて行う。

(2) 第二十一条の規定に基づいて分担金の額を決定するために用いられる加盟国の票数は、この条の規定及び関連する手続規則に従うことを条件として、付表に定める票数を基礎とする。

(3) 第三十三条(2)の規定に基づいてこの規約の有効期間が延長される場合には、理事会は、この条に規定する加盟国の票数を再検討し、及び調整する。その調整は、票数の配分をその時点における穀物貿易の態様に一層密接に一致させるものでなければならず、かつ、手続規則に定める方法に従って行われなければならない。

(4) 理事会は、世界の穀物貿易の態様に著しい変化が生じたと認める場合には、加盟国の票数を再検討するものとし、これを調整することができ、その調整については、この規約の改正と

みなし、第三十二条の規定に従って行う。この場合において、票数の調整は、会計年度の開始時に効力を生ずる。この(4)の規定に基づく加盟国の票数の調整が効力を生じた後は、三年を経過するまでの間、この(4)の規定に基づく新たな調整は、行わない。

(5) この条の規定に基づくすべての票数の再配分は、手続規則に従って行われる。

(6) この規約の運用に関するすべての目的のため加盟国が行使することのできる票数については、第二十八条(1)の規定に基づく効力発生及び第二十一条の規定に基づく分担金の額の決定の場合を除くほか、次条の規定に従って決定する。

第十二条 加盟輸出国及び加盟輸入国の

決定並びに加盟輸出国及び加盟輸入国の票数の配分

(1) 理事会は、この規約に基づいて開催する最初の会期において、この規約の適用上各加盟国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれとなるかを決定する。その決定に当たっては、理事会は、これらの加盟国の穀物貿易の態様及び意見を考慮する。

(2) 理事会がこの規約の適用上各加盟国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれとなるかを決定した後直ちに、加盟輸出国は、前条に規定する票数を基礎とし、(3)に定める条件により、その決定するところに従って加盟輸出国間で票数を配分するものとし、加盟輸入国は、同様に票数を配分する。

(3) (2)の規定による票数の配分に当たっては、加盟輸出国は総体として干票を有し、加盟輸入国は総体として干票を有する。いずれの加盟輸出国も、三百三十三票を超える票を有してはならず、また、いずれの加盟輸入国も、三百三十三票を超える票を有してはならない。票数は、一未滿の端数を伴ってはならない。

(4) 加盟輸出国及び加盟輸入国の表は、この規約

の効力発生の後三年を経過した後に、これらの加盟国の穀物貿易の態様の変化に照らして理事会が再検討する。当該表は、また、第三十三条(2)の規定に基づいてこの規約の有効期間が延長される場合に再検討する。

(5) 理事会は、いずれかの加盟国の要請により、特別多数票による議決で、会計年度の始めに当該加盟国を加盟輸出国の表から加盟輸入国の表に又は加盟輸入国の表から加盟輸出国の表に移すことを決定することができる。

(6) 加盟輸出国及び加盟輸入国の票数の配分は、(4)又は(5)の規定に基づき加盟輸出国及び加盟輸入国の表が変更される場合には、理事会が再検討する。この(6)の規定に基づく票数の再配分は、(3)に定めるところによる。

(7) いずれかの政府がこの規約の締約国となり又はこの規約の締約国でなくなる場合には、理事会は、(3)に定めるところにより、適宜他の加盟輸出国又は加盟輸入国の票数を、各加盟国の票数に比例して再配分する。

(8) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委任することができる。その委任に当たっては、十分な証拠を理事会に提出する。

(9) 理事会の会合において、加盟国が信任された代表によって代表されず、かつ、(8)の規定に基づいて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委任しておかなかった場合又は理事会の会合の日にならぬ加盟国がこの規約に基づいて投票権を失い、奪われ若しくは回復している場合には、加盟輸出国が当該会合において行使することができる票数の合計は、加盟輸入国が当該会合において行使することができる票数の合計と等しくなるように調整され、加盟輸出国の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。

第十三条 所在地、会期及び定足数

- (1) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。
- (2) 理事会は、各会計年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に又はこの規約の定めるところに従って会合する。

- (3) 議長は、(a)五の加盟国、(b)票数の合計が総票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上の加盟国又は(c)執行委員会の要請があった場合には、理事会の会合を招集する。
- (4) 理事会のいかなる会合においても、前条(9)の規定に基づく票数の調整前における加盟輸出国の票の過半数及び加盟輸入国の票の過半数を有する代表が出席していなければならない。

第十四条 決定

- (1) 理事会の決定は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、加盟輸出国が投する票の過半数及び加盟輸入国が投する票の過半数(それぞれ別個に計算する)による議決で行う。
- (2) 加盟国は、自国の農業政策及び価格政策の決定及び運用についての完全な行動の自由を害されることなく、この規約に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受け入れることを約束する。

第十五条 執行委員会

- (1) 理事会は、毎年加盟輸出国が選出する六以内の加盟輸出国及び毎年加盟輸入国が選出する八以内の加盟輸入国で構成される執行委員会を設置する。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、一人の副委員長を任命することができる。
- (2) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。執行委員会は、この規約に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第十条(4)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

- (3) 加盟輸出国は、執行委員会において、加盟輸入国が有する総票数と同数の総票数を有する。執行委員会における加盟輸出国の総票数は、加盟輸出国が決定するところに従って加盟輸出国の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸出国も、執行委員会における加盟輸出国の総票数の四十パーセントを超える票を有してはならない。執行委員会における加盟輸入国の総票数は、加盟輸入国が決定するところに従って加盟輸入国の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸入国も、執行委員会における加盟輸入国の総票数の四十パーセントを超える票を有してはならない。

- (4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、その他適当と認める執行委員会における手続規則を制定することができる。執行委員会の決定は、同様の事項に關し理事会が決定する場合についてこの規約の定めるところと同一の多数による議決を必要とする。
- (5) 執行委員会の審議する問題が同委員会の構成国でない加盟国の利益に影響を及ぼすものであると同委員会が認める場合には、当該加盟国は、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

- (1) 理事会は、すべての加盟国で構成される市況委員会を設置する。市況委員会の委員長は、理事会が別段の決定を行わない限り、事務局局長とする。
- (2) 市況委員会の委員長が適当と認めるときは、非加盟国政府及び國際機關の代表に対し、市況委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- (3) 市況委員会は、世界の穀物経済に影響を及ぼすすべての問題を絶えず検討し、加盟国に報告する。同委員会は、その検討に当たり、加盟国が提供する関連する情報を考慮する。

- (1) 理事会は、すべての加盟国で構成される市況委員会は、市況委員会の委員長は、理事会が別段の決定を行わない限り、事務局局長とする。
- (2) 市況委員会の委員長が適当と認めるときは、非加盟国政府及び國際機關の代表に対し、市況委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- (3) 市況委員会は、世界の穀物経済に影響を及ぼすすべての問題を絶えず検討し、加盟国に報告する。同委員会は、その検討に当たり、加盟国が提供する関連する情報を考慮する。

- (4) 市況委員会は、第三条に定める業務の実施について事務局を援助するため、理事会が与える指針を補う。
- (5) 市況委員会は、この規約の関連する規定に従って助言するものとし、また、理事会又は執行委員会が付託する問題について助言する。

第十七条 事務局

- (1) 理事会には、事務職員の名長である事務局局長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員とから成る事務局を置く。
- (2) 理事会は、事務局局長を任命する。事務局局長は、この規約の運用に關して事務局に属する任務並びに理事会及びその委員会が与えるその他の任務の遂行について責任を負う。
- (3) 職員は、理事会が制定する規則に従って事務局長が任命する。
- (4) 事務局局長及び職員の任用については、穀物の貿易に關し金銭上の利害關係を有していないこと又は当該利害關係を有している場合にはこれを終止すること及びこの規約に基づく自己の任務に關しいかなる政府又は理事会外のいかなる機關からもその指示を求めずかつ受けないことを条件とする。

- (1) 理事会は、非加盟国及び政府間機關に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- (2) 市況委員会は、國際連合、その諸機關並びにその他適当な専門機關及び政府間機關(特に、國際連合貿易開發會議、國際連合食糧農業機關、一次産品のための共通基金及び世界食糧計画)との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができる。
- (3) 理事会は、國際商品貿易における國際連合貿易開發會議の特別な役割を考慮して、適当と認める場合には、その活動及び事業計画について同會議に通報する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

第十八条 オブザーバーの参加

- (1) 理事会は、非加盟国及び政府間機關に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- (2) 市況委員会は、國際連合、その諸機關並びにその他適当な専門機關及び政府間機關(特に、國際連合貿易開發會議、國際連合食糧農業機關、一次産品のための共通基金及び世界食糧計画)との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができる。
- (3) 理事会は、國際商品貿易における國際連合貿易開發會議の特別な役割を考慮して、適当と認める場合には、その活動及び事業計画について同會議に通報する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

第二十一条 会計

- (1) 理事会に対する代表団並びにその委員会及び作業部会における代表の費用は、各自の政府が負担する。この規約の運用に必要なその他の費用は、すべての加盟国の年次分担金をもって支弁する。各会計年度における各加盟国の分担金の額については、当該会計年度の予算が採択される時点におけるこの規約の加盟国の構成を反映させるために第十一条の規定に基づいて調整

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と國際小麦理事会との間の本部協定が引き続き適用される。
- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合の適当な機關又は専門機關によって定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触については、この規約の実施を妨げる事情とみなし、第三十二条に定める手続を適用する。

された付表に定める各加盟国の票数が付表に掲げる加盟国の総票数中に占める割合に比例して定める。

(2) 理事会は、この規約の効力発生後の最初の会期において、千九百九十六年六月三十日に終了する会計年度の予算を承認し、かつ、各加盟国が支払う分担金の額を決定する。

(3) 理事会は、各会計年度の下半期における会期において、次の会計年度の予算を承認し、かつ、各加盟国が当該次の会計年度について支払う分担金の額を決定する。

(4) 第二十七条(2)の規定に基づいてこの規約に加入する加盟国の最初の分担金の額は、加入の条件として理事会との間で合意された票数及び加入の時点における会計年度の残余の期間を基礎として、決定される。この場合において、当該会計年度におけるその他の加盟国の分担金の額については、変更しない。

(5) 分担金は、決定の後直ちに支払われるものとす。

(6) (5)の規定に従って分担金の支払の義務が生じた日の後六箇月を経過した時に加盟国が自国の分担金の全額を支払っていない場合には、事務局局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局局長の要請の後六箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

(7) (6)の規定によって投票権を停止された加盟国は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この規約に基づくその他の権利を奪われ又はこの規約に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、分担金を支払う義務及びこの規約に基づくその他の財政的義務を履行する義務を引き続き負う。

(8) 理事会は、会計年度ごとに、会計検査を了した前会計年度の収支計算書を公表する。

(9) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分のため必要な措置をとる。

第二十二條 経済条項
理事会は、適当な時期に、経済条項を有する新たな国際協定又は規約についての交渉を行う可能性を検討することができるものとし、また、適当と認められる勧告を付して加盟国に報告することができる。理事会は、この交渉が成功のうちに完了する可能性があると判断する場合には、国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議を召集するよう要請することができる。

第三部 最終規定
第二十三條 寄託者
国際連合事務局長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

(1) 寄託者は、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定の適用、この規約への加入並びに第二十九条及び第三十二条の規定によって受領した通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第二十四條 署名
この規約は、千九百九十五年五月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、付表に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第二十五條 批准、受諾又は承認
(1) この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十五年六月三十日までに寄託者に寄託する。もっとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延期を認めることができる。理事会は、すべてのこのような期限の延期を寄託者に通告する。

第二十六條 暫定的適用
署名政府及び他の政府がこの規約に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によって承認されたものは、暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十七條 加入
(1) 付表に掲げる国の政府は、千九百九十五年六月三十日まで、この規約に加入することができる。もっとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延期を認めることができる。

(2) この規約は、千九百九十五年六月三十日以後は、理事会が適当と認める条件によるすべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、寄託者へ加入書を寄託することによって行なう。加入書を寄託する政府は、理事会の定めるすべての条件を受け入れる旨を加入書に明記しなければならない。

(3) この規約の実施上、付表に掲げる加盟国というときは、この条の規定に従い理事会が定める条件でその政府がこの規約に加入した加盟国も、付表に掲げられていないものとみなす。

第二十八條 効力発生
(1) この規約は、付表A部に定める総票数の八十八パーセント以上の票を有する付表A部に掲げる政府が千九百九十五年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託していることを条件として、千九百九十五年七月一日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この規約が当該政府の間で効力を生ずることを合意によって決定することができる。

第二十九條 脱退
加盟国は、いずれかの会計年度末の九十日前までに寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、当該会計年度末にこの規約から脱退することができる。もっとも、脱退する加盟国は、この規約に基づく義務で当該会計年度末までに履行しなかつたものを免除されない。当該加盟国は、同時に、自国がとつた行動について理事会に通報する。

第三十條 除名
理事会は、加盟国がこの規約に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの規約の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を理事会から除名することができる。理事会は、その除名の決定を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の当該決定の日の後九十日で加盟国でなくなる。

第三十一條 会計上の処理
(1) 理事会は、この規約から脱退した加盟国、理事会から除名された加盟国又はその他の理由によりこの規約の締約国でなくなった加盟国について、公平と認める会計上の処理を行う。理事会は、これらの加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、理事会に対し負っている債務を履行する義務を負う。

(2) この規約の終了の際に、(1)に規定する加盟国は、理事会の清算によって得られる収益その他の理事会の資産の持分に係る権利を有しないものとし、また、理事会に欠損がある場合において、当該欠損のいずれの部分も負担しない。

第三十二條 改正
(1) 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの規約の改正を勧告することができる。改正は、加盟国輸出の総票数の三分の二以上を有する加盟国輸出及び加盟国輸入の総票数の三分の二以上を有する加盟国輸入から寄託者

格を有するもの又は加入の申請が理事会によって承認されたものは、暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

格を有するもの又は加入の申請が理事会によって承認されたものは、暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

平成七年十月二十五日 参議院會議録第七号 千九百九十五年の國際穀物協定の締結について承認を求めめるの件

が受諾の通告を受領した後百日で又は理事会が特別多数票による議決で定める一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定めることができるものとし、当該期限までに改正の効力発生の要件が満たされない場合には、改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、寄託者の受領した受諾の通告が改正の効力発生の要件を満たすものであるかないかを決定するために必要な情報を寄託者に提供する。

(2) 加盟国は、改正の効力発生の日までに当該改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの規約の締約国でなくなる。ただし、理事会が、憲法上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを認め、かつ、当該加盟国のために受諾の期限を延期することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

第三十三条 有効期間、延長及び終了
(1) この規約は、千九百九十八年六月三十日まで効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間が延長される場合、(3)の規定に基づいて同日前に終了する場合又は第二十二條の規定に基づいて交渉された新たな協定若しくは規約が同日前にこの規約に代わる場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、特別多数票による議決で、千九百九十八年六月三十日後についてこの規約の有効期間を、順次二年を超えない期間延長することができる。その延長を受け入れない加盟国は、その延長の効力発生の三十日前までに、その旨を理事会に通告するものとし、延長期間の開始の日からこの規約の締約国でなくなる。もっとも、この場合であっても、この規約に基づく義務であつて当該開始の日前に履行されなかつたものは、免除されない。

(3) 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、理事会の決定する日に及びその決定する条件に従つてこの規約を終了させることを決定することができる。

(4) 理事会は、この規約の終了の後も、理事会の清算を行うために必要な期間を存続するものとし、その間、清算に必要な権限を有し、かつ、清算に必要な任務を遂行する。

(5) 理事会は、(2)又は(3)の規定に基づいてとられた措置を寄託者に通告する。

第三十四条 前文とこの規約との関係
この規約には、千九百九十五年の國際穀物協定の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの規約に署名した。

千九百九十五年の穀物貿易規約の付表

第十一条の規定に基づく票數(千九百九十五年七月一日から千九百九十八年六月三十日まで)

A部

アルジェリア	一五
アルゼンティン	九七
オーストラリア	一一二
オーストリア	一一二
バルバドス	五
ポリヴィア	五
カナダ	二四三
象牙海岸	五
キューバ	六
エクアドル	五

B部

エジプト・アラブ共和国	五五
欧州共同体	四四三
フィンランド	五
ハンガリー	一一三
インド	三三二
イラン・イスラム共和国	九
イラク	九
イスラエル	八
日本国	一八七
大韓民国	二二六
マルタ	五
モリシヤス	五
モロッコ	一〇
ノールウェー	一〇
パキスタン	一四
パナマ	一
ロシア連邦	一〇〇
サウディ・アラビア	一七
南アフリカ	一六
スウェーデン	一〇
スイス	一五
テュニジア	一五
トルコ	七
アメリカ合衆国	四七五
ヴァチカン市国	五
イエメン共和国	五

一一〇〇〇

エル・サルヴァドル	五五
エストニア	五
エチオピア	五
ガーナ	五
グアテマラ	五
インドネシア	五
ジャマイカ	五
ジョルダン	五
カザフスタン	五
ケニア	五
クウェイト	五
ラトヴィア	五
リトアニア	五
マレーシア	五
メキシコ	五
ニュー・ジブラント	五
ナイジェリア	五
パラグアイ	五
ペルー	五
フィリピン	五
ポーランド	五
ルーマニア	五
セネガル	五
スロヴァキア	五
スロヴェニア	五
スリ・ランカ	五
スーダン	五
シリア・アラブ共和国	五
台湾	五
タンザニア	五
タイ	五
トリニダッド・トバゴ	五
ウクライナ	五
ウルグアイ	五
ウズベキスタン	五
ヴェネズエラ	五
ヴィエトナム	五
ザンビア	五

ジンバブエ

五

千九百九十五年の食糧援助規約

第一部 目的及び定義

第一節 目的

この規約は、国際社会の共同の努力により、かつ、この規約の定めるところにより、開発途上国に対し人間の消費に適する穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標の達成を確保することを目的とする。

第二節 定義

- (1) この規約の適用上、
 - (a) 「c.i.f.」とは、保険料及び運賃込みをいう。
 - (b) 「委員会」とは、第九条に規定する食糧援助委員会をいう。
 - (c) 「規約」とは、千九百九十五年の食糧援助規約をいう。
 - (d) 「開発途上国」とは、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、経済協力開発機構の開発援助委員会が開発途上国又は開発途上地域と認められた国又は地域をいう。
 - (e) 「事務局長」とは、国際穀物理事会の事務局長をいう。
 - (f) 「t.o.p.」とは、本船渡しをいう。
 - (g) 「豆類」とは、次のものをいう。
 - ひよこ豆(シセル・アリエティヌム)
 - ひら豆(レンス・クリナリス)
 - あおばなルーピン(ルピンス・アングス テイフォルニス)及びしろばなルーピン(ルピンス・アルプス)
 - いんげん豆(ファセオルス・ウルガリス)及びライ豆(ファセオルス・ルナツス)
 - えんどう(ヒスム・サティウム)
 - そら豆(ヴィキア・ファバ)
 - 小豆(ヴィグナ・アングラリス)及びささげ(ヴィグナ・シネンシス)又はヴィグ

ナ・アングイクラタ) 緑豆(ヴィグナ・ラジアタ及びヴィグナ・ムンゴ)

その他委員会が定める種

- (h) 「加盟国」とは、この規約の締約国をいう。
- (i) 「二次加工をした産品」とは、次の産品をいう。
 - (i) 穀粉
 - (ii) ひき割り穀物及び穀物のミール
 - (iii) その他の加工穀物(例えば、ロールにかけ、フレック状にし、研磨し、真珠形にとう精し又は粗くひいたもので、それ以上の調整をしていないもの)。ただし、玄米、つや出した米、研磨した米及び砕米を除く。
 - (iv) 穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る)。
 - (v) ブルグア
 - (vi) その他これらに類する穀物産品で委員会が定めるもの
 - (j) 「二次加工をした産品」とは、次の産品をいう。
 - (i) マカロニ、スパゲッティその他これらに類する産品
 - (ii) その他一次加工をした産品を用いて製造した産品で委員会が定めるもの
 - (k) 「米」とは、玄米、つや出した米、研磨した米及び砕米をいう。
 - (l) 「事務局」とは、国際穀物理事会の事務局をいう。
 - (m) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。
 - (n) 「通常貿易必要量」とは、国際連合食糧農業機関その他の責任のある国際機関によって現在使用されている用語と同義であり、特惠的取引の受益国が、特惠的取引の下で行われる産品の輸入のほかに、当該産品の通常の商業

的輸入の水準を維持する輸入を行うとの約束について使用される。

(o) 「小麦換算量」とは、穀物、穀物産品、米又は現金のいずれによる供与であるかを問わず、第六条の規定に従い小麦に換算して評価した加盟国の拠出量をいう。

- (p) 「年度」とは、別段の定めがある場合を除くほか、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。
- (2) この規約において「政府」又は「加盟国」というときは、欧州共同体を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、承諾書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、欧州共同体については、その権限のある当局が欧州共同体のために行う署名及び暫定的適用宣言並びに欧州共同体の組織の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託をいう。

第二節 主要規定

第三条 加盟国の拠出

上で、受益国の要請により、一定数量を限度として豆類を供与することができる。ただし、人間の消費に適する豆類で受け入れられる種類及び品質のものに限る。委員会は、(4)に定める小麦に換算した加盟国の年間最小拠出量のうち豆類で供与することができる最大の割合を百分率によって定めるための手続規則を制定する。

(4) 第一条の目的を達成するための小麦に換算した各加盟国の年間最小拠出量は、次のとおりとする。ただし、(9)に定めるところに従うものとする。

加盟国	
アルゼンティン	三五、〇〇〇
オーストラリア	三〇〇、〇〇〇
カナダ	四〇〇、〇〇〇
欧州共同体及びその構成国	
日本国	一、七五五、〇〇〇
ノールウェー	三〇〇、〇〇〇
スイス	二〇、〇〇〇
アメリカ合衆国	四〇、〇〇〇
二、五〇〇、〇〇〇	

(5) この規約の実施上、第二十条(2)の規定に従ってこの規約に加入した加盟国は、同条の規定に従って定められる当該加盟国の最小拠出量と共に(4)に掲げられているものとみなす。

(6) 加盟国は、穀物の形態による拠出を「t.o.p.」によって行う。もっとも、拠出は、特に緊急事態の場合又は所得の低い食糧不足の国向けの船積みの場合において、適当なときは、「c.i.f.」による拠出に加えてこの規約に基づく穀物拠出の輸送費を負担するよう奨励される。この規約に基づく加盟国の義務の履行状況の検討において、このような費用の支払につき適当な言及がされる。

(7) 次条(b)の規定による現金拠出は、次に定めるところにより行われるものとする。

(a) 現金拠出については、可能な限り開発途上国からの穀物を買入れるために使用する。

その買入に当たっては、穀物貿易規約及びこの規約の開發途上加盟国からの買入を優先させるものとし、特にこの規約の開發途上加盟国からの買入を優先させる。ただし、現金拠出を使用するすべての取引において、買入先国の決定に当たっては、穀物の品質、特定の買入先国から買入れることによる価格上の利点、受益国への迅速な引渡しの可能性及び受益国の特定の要求に対して特別の考慮を払う。

(b) 現金拠出については、原則として、買入先国である国が、当該買入が行われた年度と同一の年度において二国間又は多数国間の食糧援助として受領した穀物と同一の種類、穀物又はその前のいずれかの年度に受領し、なお使用している穀物と同一の種類、穀物を買入れるために行つてはならない。

(8) 加盟国による拠出については、受益国が自国の開發計画においてこの規約の各年度における食糧援助の見込量を考慮に入れることができるよう、可能な最大限度まで計画的に行う。加盟国は、また、贈与の形態により行う拠出の量及び贈与の形態によらない援助のグラント・エレメントを可能な限り事前に明示するものとす。

(9) いずれかの加盟国がいずれかの年度において(4)に定める年間最小拠出量を拠出することができなかつたときは、不足分は、当該加盟国の次の年度の年間拠出量に追加される。ただし、委員会が当該加盟国による高額の輸送費の負担を理由として別段の決定を行う場合は、この限りでない。

(10) 加盟国は、委員会に対し、この規約に基づいて自国が行う拠出の量、内容、方法及び条件に關して、定期的及び適時に報告を提出する。

第四条 食糧援助の拠出の条件

この規約に基づく食糧援助は、次のいずれかの条件で行うことができる。

(a) 穀物の贈与
(b) 受益国のための穀物の買入に充てられる現金の贈与
(c) 受益国の通貨との引換えによる穀物の売渡
ただし、当該通貨が、振替をすることができず、かつ、拠出加盟国が使用する通貨に交換すること並びに当該拠出加盟国が使用する物品及び役務の対価に充てることができない場合に限る。

注 例外的な事情がある場合には、十パーセントを超えない範囲でその免除が認められる。十パーセントを超えないとの制限は、十年を経過するまでの間は受益国の通貨を振り替えることができずかつ交換すること及び対価に充てることができないことを条件として、受益国における經濟開發活動の拡大のための取引については免除する。

(d) 信用供与による穀物の売渡しであつて、各年ごとの支払が妥当な額である二十年以上の期間にわたる年賦及び世界市場における通常の商業的な利率を下回る利率により行われるもの。

注 信用供与による売渡しに關する取極は、穀物の引渡し時において供与額の十五パーセントまでの額の代金を支払うことについて規定することができる。

もつとも、援助は、特に、後發開發途上国、一人当たりの所得の低い国その他重大な經濟的困難に直面している開發途上国に対する場合には、最大限に可能な範囲で贈与の形態により行われるものと了解する。

第五条 拠出の方法

(1) 加盟国は、この規約に基づく自国の拠出に關し、一又は二以上の受益国を指定することができる。

(2) 加盟国は、二国間援助の形式で又は政府機関間若しくは非政府機関を通じて拠出を行うことができる。

(3) 加盟国は、食糧援助のうち、一層大きな部分を多数国間機関(特に、世界食糧計画)を通じて行うことの利点を十分な考慮を払う。

第六条 小麦換算量

(1) この規約の適用上、第三条に定めるすべての拠出は、小麦換算量により評価する。その評価に当たっては、穀物産品の穀物含有量及び小麦と比較した当該拠出の商業上の価値を適宜考慮する。

(2) 米による拠出は、米と小麦の國際輸出価格の間の關係に基づく小麦換算量によつて評価する。委員会は、各年度の米による拠出の小麦換算量について決定するための手続規則を制定する。

(3) 第四条(b)に規定する現金拠出は、小麦の実勢國際市場価格によつて評価する。委員会は、毎年の実勢國際市場価格について決定するための手続規則を制定する。

(4) 委員会は、小麦、米又は現金以外の形態により行われる拠出の小麦換算量について決定するための手続規則を制定する。

第七條 貿易及び農業生産に及ぼす影響並びに援助に係る取引
(1) 加盟国は、この規約による援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な國際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する。

第八条 例外的な必要のための特別規定

(1) 委員会は、開發途上国における食糧の状況を定期的に検討する。
(2) 委員会は、食糧の生産量のかかりの不足その他の事情のため特定の国又は地域が食糧を特別に必要としていることが明らか場合には、その問題を検討する。委員会は、加盟国が利用可能な食糧援助の量を増加することにより事態に対処すべきであることを勧告することができる。

第九条 食糧援助委員会

(1) 千九百六十七年の國際穀物協定の食糧援助規約によつて設立された食糧援助委員会は、この規約を運用するため、この規約に定める権限及び任務をもつて存続する。
(2) 委員会は、この規約のすべての締約国で構成する。
(3) 委員会は、議長及び副議長各一人を任命する。

第十条 委員会の権限及び任務

(1) 委員会は、この規約に基づく義務がどのように履行されたかを常に検討する。
(2) 委員会は、この規約に基づく食糧援助措置の実施に關する情報を定期的に交換する。
(3) 委員会は、受益国から情報を受領し及び受益国と協議することができる。
(4) 委員会は、必要に応じて報告書を發行する。
(5) 委員会は、この規約の実施のために必要な手続規則を制定する。
(6) 委員会は、この条に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。

第十一条 所在地、会期及び定数

(1) 委員会の所在地は、ロンドンとする。
(2) 委員会は、少なくとも二年一回、國際穀物理事会の通常の会期の時に会合する。委員会は、また、議長が決定するその他の時期に、三の加盟

国が要請するとき又は又はこの規約の定めるところに従つて会合する。

(3) 委員会のいかなる会合においても、委員会を構成する加盟国の三分の二の代表が出席していなければならない。

第十二条 決定
委員会の決定は、コンセンサス方式によって行う。

第十三条 オブザーバーの参加
委員会は、適当な場合には、非加盟国及び他の国際機関の代表に対し、委員会の公開の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十四条 運用規定
委員会は、その必要とする事務(資料及び報告書の作成及び配布に関する事務を含む)の遂行のため、事務局の役務を利用する。

第十五条 不履行及び紛争
この規約の解釈若しくは適用に関する紛争又はこの規約に基づく義務の不履行がある場合には、委員会は、会合して適当な措置をとる。

第三部 最終規定
第十六条 寄託者
国際連合事務総長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

第十七条 署名
この規約は、千九百九十五年五月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、第三条(4)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第十八条 批准、受諾又は承認
この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十五年六月三十日まで寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延

期を認めることができる。

第十九条 暫定的適用
署名政府は、この規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十条 加入
(1) この規約は、第三条(4)に掲げる国の政府であつてこの規約に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百九十五年六月三十日まで寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延期を認めることができる。

(2) この規約は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会が適当と認める条件による第三条(4)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

(3) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間にこの規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十一条 効力発生
(1) この規約は、第三条(4)に掲げる国の政府のうち、その最小抽出量の合計が同項に掲げるすべての国の政府の最小抽出量の合計の七十五パーセント以上となるものが、千九百九十五年六月三十日まで批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、千九百九十五年七月一日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、この規約が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によって決定することができる。

第二十二条 有効期間、延長及び終了
(1) この規約は、千九百九十五年の穀物貿易規約又はこれに代わる新たな穀物貿易規約のいずれかが千九百九十八年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間が延長される場合又は(4)の規定により一層早い日に終了する場合は、この限りでない。

(2) 委員会は、千九百九十八年六月三十日後についてこの規約の有効期間を、順次二年を超えない期間延長することができる。ただし、千九百九十五年の穀物貿易規約又はこれに代わる新たな穀物貿易規約のいずれかが当該延長の期間中効力を有することを条件とする。

(3) この規約の有効期間が(2)の規定に基づいて延長される場合には、その延長が効力を生ずる前に、加盟国は、第三条(4)に定める各加盟国の年間抽出量を再検討することができる。再検討された加盟国の義務は、当該延長の期間中変更されない。

(4) 委員会は、この規約が終了する場合には、委員会の清算を行うために必要な期間を有し、かつ、清算に必要な任務を遂行する。

第二十三条 脱退及び再加入
(1) 加盟国は、いずれかの年度末の九十日前までに寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことができる。当該年度末にこの規約から脱退することにより、当該年度末にこの規約から脱退することにより、脱退する加盟国は、この規約に基づく義務で当該年度末までに

履行しなかつたものを免除されない。当該加盟国は、同時に、自国がとつた行動について委員会に通報する。

(2) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会に通告することにより再加入することができる。ただし、この規約に再加入する加盟国は、再加入する年度から各年度のすべての義務を履行する責任を有する。

第二十四条 この規約と千九百九十五年の国際穀物協定との関係
この規約は、有効期間が延長された千九百八十六年の食糧援助規約に代わるものとし、千九百九十五年の国際穀物協定を構成する文書の一とする。

第二十五条 寄託者による通報
国際連合事務総長は、寄託者として、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用並びにこの規約への加入をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第二十六条 正文
この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

審査報告書
千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由
この協定は、千九百八十七年の国際天然ゴム協定に代わるもので、緩衝在庫の運用等を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的とするものである。我が国が

外務委員長 木庭健太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿
平成七年十月二十四日

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

この協定を締結することは、我が国の天然ゴムの輸入の安定化を図るとともに、天然ゴムの輸出である開発途上国の経済発展に協力する上で有意義であると思われるので、妥当な措置と認める。

一、費用

平成七年度一般会計歳出予算(外務省所管)に、国際天然ゴム機関の運営勘定に対する分担金として二千四百八十四万円が計上されている。また、同機関の緩衝在庫勘定に対する拠出は、海外経済協力基金が行う。

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件

右 国会に提出する。

平成七年十月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

千九百九十五年の国際天然ゴム協定

前文

締約国は、新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画を想起し、

特に、一次産品総合計画に関する国際連合貿易

開発会議決議第九十三号(第四回会期)、第二百二十四号(第五回会期)及び第二百五十五号(第六回会期)並びに国際連合貿易開発会議の採択したカルタヘナ約束及び同会議の採択した「カルタヘナ精神」に定める関連目的の重要性を認識し、天然ゴムが加盟国の経済について、特に、加盟輸出国にあってはその輸出、加盟輸入国にあってはその供給の確保について有する重要性を認識し、

更に、天然ゴムの価格を安定したものとすることを生産者、消費者及び天然ゴム市場にとって有益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすような天然ゴム産業の成長及び発展に大いに資することの出来ることを認識して、次のとおり協定した。

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千二百一十一号(第六回特別会期)及び第三千二百一十二号(第六回特別会期)

第一章 目的

第一条 目的

千九百九十五年の国際天然ゴム協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発会議の採択した決議第九十三号(第四回会期)、開発のための新たなパートナーシップ(カルタヘナ約束)及び「カルタヘナ精神」に定める関連目的に照らし、特に、次のとおりとする。

- (a) 天然ゴムの供給と需要との間の均衡のこれた拡大を達成すること、ひいては、天然ゴムの過剰又は不足から生ずる重大な困難の緩和に寄与すること。
- (b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損

なう天然ゴムの価格の過度の変動を回避することにより並びに生産者及び消費者の利益となるよう市場の長期的傾向を乱すことなく天然ゴムの価格を安定したものとすることに由り、天然ゴムの取引における安定した状態を達成すること。

- (c) 加盟輸出国の天然ゴムによる輸出収入の安定に寄与すること及び公正なかつ採算のとれる価格による天然ゴムの輸出量の増大により加盟輸出国の輸出収入を増加させること、ひいては、活発かつ持続的な天然ゴムの生産の増加のために必要な刺激を与えること並びに急速な経済成長及び社会開発のための資金を得ることに寄与すること。
- (d) 加盟輸入国の需要を満たすために十分な量の天然ゴムの公正かつ妥当な価格による供給の確保に努めること並びに天然ゴムの供給についての信頼性及び継続性を向上させること。
- (e) 天然ゴムの過剰又は不足が生じた場合において、加盟国が遭遇することのある経済的困難を緩和するために実行可能な措置をとること。

- (f) 天然ゴム及びその加工品につき貿易の拡大及び市場アクセスの改善に努めること。
- (g) 天然ゴムに関する問題についての研究及び開発を促進することにより、天然ゴムの競争力を向上させること。
- (h) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通に関して改善が行われることを容易にし、かつ、促進するよう努めることにより、天然ゴムをめぐる経済活動の効率的な発展を奨励すること。

- (i) 天然ゴムの供給及び需要に影響を及ぼす事項に関する国際協力及び協議を促進すること並びに天然ゴムに関する研究計画、援助計画その他の計画の推進及び調整を容易にする。

第二章 定義

第二条 定義

- この協定の適用上、
- 1 「天然ゴム」とは、ヘヴェア・ブラジリエンシス及び他の植物(他の植物については、理事会がこの協定の対象とすることを決定することが出来る)から採取される固体状又は液体状の加硫してないエラストマーをいう。
- 2 「締約国」とは、この協定に暫定的又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第五条の政府間機関をいう。
- 3 「加盟国」とは、2に定義する締約国をいう。
- 4 「加盟輸出国」とは、天然ゴムを輸出している加盟国で自国が加盟輸出国であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸出国として認められるためには、理事会の同意を得ることを条件とする。
- 5 「加盟輸入国」とは、天然ゴムを輸入している加盟国で自国が加盟輸入国であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸入国として認められるためには、理事会の同意を得ることを条件とする。
- 6 「機関」とは、次条に規定する国際天然ゴム機関をいう。
- 7 「理事会」とは、第六条に規定する国際天然ゴム理事会をいう。

8 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。ただし、出席しかつ投票する区分ごとの加盟国の半数以上がこれらの数の票を投ずること

9 「天然ゴムの輸出」とは、天然ゴムがいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ることを行い、「天然ゴムの輸入」とは、天然ゴムがいずれかの加盟国の関税地域内に入り、かつ、当該関税地域内において商取引の対象となることをいう。ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。

10 「区分ごとの単純多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。
11 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド及び合衆国ドルをいう。
12 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

13 「効力発生」とは、第六十一条の規定によるこの協定の暫定的又は確定的な効力発生をいう。
14 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。
15 「マレイシア・シンガポール・セント」とは、実勢為替相場によるマレイシア・セントとシンガポール・セントとの平均値をいう。

16 「時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額」とは、各加盟国の純現金拠出額を構成する各部分を当該部分が緩衝在庫に拠出されていた日数により加重したものの合計をいう。日数の計算に当たっては、機関が拠出を受領した日、払戻しが行われた日及びこの協定が終了する日は、考慮しない。

17 「最初の船積月」とは、市場において公式の価格が定められた天然ゴムのうちその価格が機関による日ごとの市場の指標価格の算定に用いられるものが船積みされる暦月をいう。
18 「確立された商業市場」とは、ゴム貿易の団体又は取引を規制する団体が存在する天然ゴムの取引の中心で次のものを有するものをいう。
(a) 違反した構成員に対する制裁を含む定款
(b) 構成員が保持しなければならない資格の基準(財務に関するものを含む。)

(c) 法的拘束力のある書面による公式の契約
(d) すべての市場参加者に対する完全なかつ拘束力のある仲裁手続
(e) 現物のゴムの日ごとの公式の価格を公表する出版物
第三章 組織及び運用
第三条 国際天然ゴム機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によって設立された国際天然ゴム機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。
2 機関は、国際天然ゴム理事会、事務局長、職員及びこの協定に規定する他の内部機関によってその機能を営む。

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、クアラ・ランプルに置く。ただし、4の規定に従うことを条件とする。
4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。
第四条 機関の加盟国

1 加盟国の区分は、次のとおりとする。
(a) 加盟輸出国
(b) 加盟輸入国
2 理事会は、第二十四条及び第二十七条の規定を十分に考慮に入れ、1に定める加盟国の区分につき加盟国がその属する区分を変更する場合の基準を定める。この基準を満たす加盟国は、理事会が特別多数票による議決で同意することを条件として、その属する区分を変更することができる。
3 各締約国は、機関の単一の加盟国となる。
第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入をいう。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権を行使する。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使してはならない。

第四章 国際天然ゴム理事会
第六条 国際天然ゴム理事会の構成
1 機関の最高機関は、国際天然ゴム理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会合に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。
3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わって行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務
1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。ただし、理事会は、この協定の範囲外のかかる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、第四十一条の規定の適用がある場合のほか、資金を借入れる権限を有せず、また、第三十条5に特に定める場合を除くほか、天然ゴムのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権限を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者に対し、書面による通告を行うことにより第四十八条4の規定につき注意を喚起することを確認する。もっとも、同条4の規定が書面により通告されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、加盟国の債務の限定が放棄されたとはみなされない。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権を行使する。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使してはならない。

官報(号外)

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則を採択する。規則には、理事会の手続規則、第十八条に規定する委員会の手続規則、緩衝在庫の管理及び運用に関する規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。理事会は、その手続規則において、特定の問題について会合することなく決定を行うための手続を定めることができる。

3 2の規定の適用上、理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、千九百八十七年の國際天然ゴム協定の下で定められた規則を検討し、適当と認める修正を行った上で採択する。採択されるまでの間、千九百八十七年の國際天然ゴム協定の下で定められた規則が適用される。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

5 理事会は、機関の活動に関する年次報告及び適当と認めるその他の情報を公表する。

第八条 権限の委任

1 理事会は、特別多数票による議決で、第十八条の規定により設置される委員会に対し、この協定上理事会の特別多数票による議決が必要とされない事項についての権限の一部又は全部の行使を委任することができる。その委任にかかわらず、理事会は、これらの委員会に委任した権限に係る事項につき、いつでも討議及び決定を行うことができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、1の規定により委員会に対して行った権限の委任を撤回することができる。

第九条 他の機関との協力

1 理事会は、國際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のため、すべての適当な措置をとることができる。

2 理事会は、また、適当な國際的な非政府機関との連絡を維持するための措置をとることができる。

第十条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国の政府又は前条に規定する諸機関に対し、理事会又は第十八条の規定により設置される委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十一条 議長及び副議長

1 理事会は、各年につき、議長及び副議長各一人を選出する。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てられる。ただし、例外的な事態において理事会が特別多数票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又はその双方の再選を妨げるものではない。

3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方がその任期中に欠けることとなった場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的に又は任期の残余の期間その職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、その会合において投票権を行使することができない。もっとも、これらの者が代表する加盟国の投票権については、第六条3又は第十五条の2及び3の規定に従って行使することができる。

第十二条 事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長、事務局次長及び緩衝在庫管理官を任命する。

2 事務局長、事務局次長及び緩衝在庫管理官の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定及び理事会の決定に従ってこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局次長は、常に、事務局長に対して責任を負う。事務局次長は、何らかの理由により事務局長がその任務を遂行することができない場合又は事務局長の職が一時的に空席となった場合には、事務局長として行動する。この場合には、この協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して直接に責任を負う。事務局次長は、この協定に関係するすべての事項に關与する。

5 緩衝在庫管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、事務局長及び理事会に対して責任を負う。緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の日々の運用について責任を負うものとし、また、この協定の目的を達成する上で事務局長が緩衝在庫の効果的

な機能を確保することができるよう、緩衝在庫の運用の概略を絶えず事務局長に通報しておく。

6 事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

7 事務局長及び事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員は、ゴム産業、ゴムの取引その他ゴムに關係する商業活動につきいかなる金銭上の利害關係も有してはならない。

8 事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は理事会外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員は、理事会に対してのみ責任を負う。事務局員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員の責任の専ら國際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

第十三条 会期

1 理事会は、原則として、半年に一回、通常会期として会合する。

2 理事会は、この協定に明示的に定める事態に際し会合するほか、その決定するとき又は次のいずれかのものによる要請があるときは、特別会期として会合する。

(a) 理事会の議長

(b) 事務局長

- (c) 加盟輸出国の過半数の国
- (d) 加盟輸入国の過半数の国
- (e) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸出国
- (f) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸入国

3 理事会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、理事会が負うこととなる追加の費用を負担する。

4 会期の通知及び会期における議題については、事務局長が、理事会の議長と協議の上少なくとも三十日前に加盟国に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも十日前に送付する。

第十四条 票の配分

1 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。

2 いずれの加盟輸出国も、千票のうちから一の基本票を与えられる。ただし、天然ゴムの年間の純輸出量が一万トン未満である加盟輸出国は、基本票を与えられない。残余の票は、票の配分が行われる暦年の六暦年前からの五暦年間に於ける各加盟輸出国の天然ゴムの純輸出量にできる限り比例するように、各加盟輸出国に配分する。

3 加盟輸入国の票は、票の配分が行われる暦年の四暦年前からの三暦年間に於ける各加盟輸入国の天然ゴムの純輸入量の平均にできる限り比例するように、各加盟輸入国に配分する。もつ

とも、加盟輸入国の天然ゴムの純輸入量の比率が一票を与えるには十分でない場合であつても、当該加盟輸入国に対し一票を与える。

4 2及び3の規定、加盟輸入国の提出に関する第二十七条の2及び3の規定並びに第三十八条の規定の適用上、理事会は、その最初の会期において、加盟輸出国の純輸出量に関する表及び加盟輸入国の純輸入量に関する表を作成するものとし、その後は、この条の規定に従つて毎年これらの表を修正する。

5 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、当該年について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の年の最初の通常会期まで有効なものとする。その後の各年については、理事会は、当該各年の最初の通常会期の始めに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、当該各年の次の年の最初の通常会期まで有効なものとする。

6 理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、当該年について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の年の最初の通常会期まで有効なものとする。その後の各年については、理事会は、当該各年の最初の通常会期の始めに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、当該各年の次の年の最初の通常会期まで有効なものとする。

7 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の規定により、影響を受ける加盟国の区分内でその票を再配分する。

8 第六十五条の規定に基づく加盟国の除名又は第六十四条若しくは第六十三条の規定による加盟国の脱退の結果加盟国のいずれかの区分における残余の加盟国の貿易比率の合計が八パーセント未満に減少する場合には、理事会は、会合するものとし、特に、残余の加盟国に不当な財政上の負担を生じさせることなく緩衝在庫の

効果的な運用を維持することの必要性の有無を含め、この協定に定める条件及びこの協定の将来について決定を行う。

第十五条 投票手続

1 加盟国は、自国が理事会において有するすべての票を投する権利を有するが、この権利を行使するに当たつて票を分割してはならない。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会期又は会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委託することができる。

3 他の加盟国からその票の投票を委託された加盟国は、その委託の範囲内で票を投する。

4 加盟国は、棄権したときは、投票しなかったものとみなされる。加盟国は、出席したが投票しなかったときは、棄権したものとみなされる。

第十六条 定足数

1 理事会の会合においては、加盟輸出国の過半数の国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び加盟輸入国の過半数の国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日目以降の会合においては、加盟輸出国の過半数の国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び加盟輸入国の過半数の国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 前条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなされる。

第十七条 決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純多数票による議決で行う。

2 加盟国の票が第十五条の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなされる。

第十八条 委員会の設置

1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設置された次の委員会は、存続する。

- (a) 運営に関する委員会
- (b) 緩衝在庫の運用に関する委員会
- (c) 統計に関する委員会
- (d) 他の措置に関する委員会

理事会は、また、特別多数票による議決で、これら以外の委員会を設置することができる。

2 委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会は、特別多数票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。

第十九条 専門家協議会

1 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国のゴム産業及びゴムの取引の専門家で構成する協議会を設置することができる。

2 1の協議会が設置された場合には、当該協議会は、特に緩衝在庫の運用及び第四十三条に規定する他の措置に関して理事会及び委員会に助言及び援助を与えることができる。

3 1の協議会の構成、任務及び運営規則は、理事会が決定する。

第五章 特権及び免除

第二十条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、第四十八條4の規定の範囲内で、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びに事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除については、千九百八十七年六月十日に署名された接受政府と機関との間の本部協定が、この協定の適正な実施のために当該本部協定の改正が必要である場合にはその改正を行った上で、引き続き適用される。

3 機関の本部が他の国に移転する場合には、当該他の国の政府は、理事会が承認する本部協定を機関との間でできる限り早期に締結する。

4 機関は、3の規定に基づいて本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の国の法律に反しない範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

5 機関は、また、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取極であつて理事会が承認するものを一又は二以上の政府との間で締結することができる。

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
(b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 勘定及び会計検査

第二十一条 勘定

1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。

- (a) 緩衝在庫勘定
(b) 運営勘定

2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の収入及び支出は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第二十七條の規定に基づく加盟国からの拠出、緩衝在庫の売却による収入及び緩衝在庫の取得に係る支出、緩衝在庫勘定の預託に係る利子並びに購入の委託、売却の委託、保管、輸送、取扱い、維持、入替え及び保険に係る費用

もっとも、理事会は、特別多数票による議決で、緩衝在庫の取引又は運用に係るその他の種類の収入又は支出を緩衝在庫勘定に記帳することができ。

3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出については、原則として、第二十四條の規定に従つて決定される加盟国の分担金をもつて支弁する。

4 機関は、理事会又は第十八條の規定により設置される委員会に出席する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。

第二十二条 支払の形式

運営勘定及び緩衝在庫勘定に対する支払については、自由利用可能通貨により又は主要な外国為替市場において自由利用可能通貨に交換することができる通貨により行うものとし、外国為替上の制限を課してはならない。

第二十三条 会計検査

1 理事会は、会計年度ごとに、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った運営勘定の決算書は、各会計年度の終了後できる限り早期に、遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようにする。1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った緩衝在庫勘定の決算書は、各会計年度の終了後六十日を経過した日以降遅くとも当該会計年度の終了後四箇月以内に、加盟国が入手することができるようにする。運営勘定及び緩衝在庫勘定の決算書については、理事会が、その後開催される最初の通常会期の会合において承認のため適宜検討する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要については、その後公表する。

第七章 運営勘定

第二十四条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、その効力発生の日から最初の会計年度の末日までの期間についての運営予算を承認するものとし、その後は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の運営予算を承認する。理事会は、2の規定に従い、運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する各加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟

国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びその結果行われる票の再配分を考慮することなく算定する。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の運営予算に係る最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び加盟国となる日から当該会計年度の末日までの期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、他の加盟国の当該会計年度における分担金の額は、変更しない。

第二十五条 運営予算に係る分担金の支払

1 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその最初の会期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金は、各会計年度の二月二十八日までに支払を行う。この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の最初の分担金(その額は、前条3の規定に従つて決定される。)の当該会計年度についての支払の義務は、当該政府が加盟国となる日の後六十日を生ずる。

2 加盟国が1の規定により分担金の支払の義務が生じた後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、事務局次長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局次長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払わない場合には、機関における当該加盟国の投票権は、理事会が別段の決定を行わない限り、停止される。事務局次長の要請の後四箇月以内に当該加盟国がなおその分担金を支払わない場合には、この協定に基づき当該加盟国のすべての権利は、理事会が

特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、理事会により停止される。

3 理事会は、支払が遅れた分担金につき、当該分担金の支払の義務が生じた日以後についての接受国におけるプライム・レートにより算定した損害金を徴収する。加盟国が、自国の国内法令を理由として、1の規定によって運営予算に係る分担金の支払の義務が生ずる日までに支払うことができない場合には、理事会は、当該加盟国の要請により、当該会計年度の三月三十一日以前についての損害金の徴収をしないことができる。

4 加盟国は、2の規定によって権利を停止された場合においても、引き続き、特に、分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第八章 緩衝在庫

第二十六条 緩衝在庫の規模

この協定の目的を達成するため、国際的な緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、千九百八十七年の国際天然ゴム協定において保有するすべての在庫を含め最大で五十五万トンとする。緩衝在庫は、価格を安定させるために市場に介入する上でこの協定における唯一の手段とするものとし、次の緩衝在庫で構成する。

- (a) 四十万トンの通常用緩衝在庫
- (b) 十五万トンの緊急用緩衝在庫

第二十七条 緩衝在庫の費用の負担

1 加盟国は、前条の規定に基づいて設置される五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用を負担することを約束する。千九百八十七年の国際天然ゴム協定の加盟国であつてこの協定の加盟

国となつたものが千九百八十七年の国際天然ゴム協定の下での緩衝在庫勘定について有する持分は、当該加盟国の同意に基づき、千九百八十七年の国際天然ゴム協定第四十条3に定める手続に従い、この協定の下での緩衝在庫勘定に引き継がれる。

2 通常用緩衝在庫の費用及び緊急用緩衝在庫の費用は、いずれも加盟輸出国の区分と加盟輸入国の区分とで均等に負担する。緩衝在庫勘定に対する加盟国の拠出額は、3及び4に定める場合を除くほか、理事会における票数の比率に従つて各加盟国に割り当てる。

3 第十四条4の規定によって理事会が作成する表に掲げられる自国の純輸入量の純輸入量の総計に対する比率が〇・一パーセント以下である加盟輸入国は、次の(a)又は(b)の規定に従つて緩衝在庫勘定に拠出する。

- (a) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・〇五パーセントを超え〇・一パーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、当該比率自体に基づいて算定した額を拠出する。
- (b) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・〇五パーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、〇・〇五パーセントの比率に基づいて算定した額を拠出する。

4 第六十一条の2又は4(b)の規定に基づいてこの協定が暫定的に効力を有している間については、緩衝在庫勘定に対する各加盟輸出国及び各加盟輸入国の拠出義務に係る限度額は、加盟輸出国の区分及び加盟輸入国の区分にそれぞれ割り当てられる二十七万五千トンに対するそれぞれ

れの区分の総拠出額並びに当該加盟輸出国又は加盟輸入国についての百分率(第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる。)に対応する票数を基礎として算定する拠出額を超えるものであつてはならない。この協定が暫定的に効力を有している場合における加盟国の資金上の義務は、両区分で均等に負担する。いずれか一方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額の合計が他方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額の合計を超える場合には、当該いずれか一方の区分に属する各加盟国の票数を第十四条4の規定により理事会が作成する表から得られる票数の比率に比例して減じた上で各加盟国の限度額を算定することにより、大きい方の合計を小さい方の合計と等しいものにする。ただし、この4及び次条1の規定にかかわらず、各加盟国の拠出額は、附属書A又は附属書Bに示す世界貿易における当該加盟国の百分率を基礎として算定する当該加盟国の総拠出額の百一十五パーセントを超えてはならない。

5 五十五万トンの通常用及び緊急用緩衝在庫の総費用については、緩衝在庫勘定に対する現金による加盟国の拠出をもって支弁する。この拠出は、適当な場合には、加盟国の適当な機関が支払うことができる。

6 五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用は、緩衝在庫勘定から支払う。総費用とは、五十五万トンの国際的な緩衝在庫の取得及び運用に係るすべての費用をいう。附属書Cの費用の見積額によつては緩衝在庫の取得及び運用に係る総費用を完全に支弁することができない場合には、理事会は、会合するものとし、総費用を

支弁するために必要とされる拠出を票数の百分率に従つて行うよう要請するために必要な措置をとる。

第二十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の支払

1 緩衝在庫勘定に対する当初拠出は、現金によつて行われるものとし、その額は、七千万マレーシア・リングギットに相当する額とする。当初拠出は、緩衝在庫の運用のための予備運転資金となるものであり、前条3の規定を考慮しつつ、各加盟国の票数の百分率に従つてすべての加盟国に割り当てるものとし、この協定の効力発生の後の理事会の最初の会期の後六十日以内に支払を行う。この1の規定に従つて支払われる加盟国の当初拠出の全部又は一部は、当該加盟国の同意に基づき、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の下での緩衝在庫勘定について当該加盟国が有する現金の持分を移転することによつて行う。

2 緩衝在庫勘定について四箇月以内に資金が必要となる緩衝在庫管理官が認められた場合には、事務局長は、1の措置とは別に、いつでも拠出を要請することができる。

3 2の拠出が要請された場合には、加盟国は、拠出の要請の通告があつた日から六十日以内に支払を行う。もつとも、理事会において二百票を有する一又は二以上の加盟国が要請する場合には、理事会は、特別会期として会合するものとし、その後四箇月の間における緩衝在庫の運用のための資金の必要性についての評価に基づき、当該拠出の要請を修正すること又は承認しないことができる。理事会が決定を行うことが

<p>5 緊急用緩衝在庫に対する抛却の要請に関しては、次の措置をとる。</p> <p>(a) 理事会は、緩衝在庫に係る純購入量又は純売却量が三十万トンに達した場合に第三十一条の規定に従って行う基準価格の検討に際しては、緊急用緩衝在庫の運用を迅速に開始するために必要なすべての資金上の措置及び他の措置をとるものとし、必要なときは、抛却の要請を行う。</p> <p>(b) 理事会は、第三十条2の規定により特別多数票による議決で緊急用緩衝在庫の運用を開始することを決定する場合には、次のことを確認する。</p> <p>(i) すべての加盟国が緊急用緩衝在庫に対する自国の抛却のために必要なすべての措置をとったこと。</p> <p>(ii) 同条に定めるところにより、緊急用緩衝在庫の運用を開始することが必要とされたり、かつ、その開始のための準備が十分に整っていること。</p> <p>第二十九条 価格帯</p> <p>1 緩衝在庫の運用のため、次の価格を設定する。</p> <p>(a) 基準価格</p> <p>(b) 下方介入価格</p> <p>(c) 上方介入価格</p>	<p>4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のために要請される抛却の額は、当該抛却が要請された時点において有効な下方介入義務価格を用いて算定する。</p> <p>2 この協定の効力発生の日における基準価格は、千九百九十五年十二月二十八日に適用されている基準価格とする。</p> <p>3 上方介入価格及び下方介入価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の十五パーセントに相当する額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。</p> <p>4 上方介入義務価格及び下方介入義務価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の二十パーセントに相当する額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。</p> <p>5 3及び4の規定に従って算定される価格のセント未満の端数は、四捨五入する。</p> <p>6 この協定の効力発生の日における下方指示価格及び上方指示価格は、一キログラム当たりそれぞれ百五十七マレイシア・シンガポール・セント及び二百七十マレイシア・シンガポール・セントとする。</p> <p>第三十条 緩衝在庫の運用</p> <p>1 第三十二条に規定する市場の指標価格が、前条に定める価格帯又は次条及び第三十九条の規定に従って改定された価格帯との関係において</p> <p>(a) 上方介入義務価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が上方介入義務価格を下回るに至る時まで天然ゴムを売り出すことにより上方介入義務価格を守る。</p>	<p>(d) 下方介入義務価格</p> <p>(e) 上方介入義務価格</p> <p>(f) 下方指示価格</p> <p>(g) 上方指示価格</p> <p>2 上方介入価格を上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るため天然ゴムを売却することができる。</p> <p>(c) 上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間の価格である場合には、緩衝在庫管理官は、第三十五条に定める在庫の入替えについての責任を果たす場合を除くほか、天然ゴムの購入及び売却のいずれも行つてはならない。</p> <p>(d) 下方介入価格を下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、下方介入義務価格を守るため天然ゴムを購入することができる。</p> <p>(e) 下方介入義務価格に等しい場合又はこれを下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方介入義務価格を上回るに至る時まで天然ゴムを買い出すことにより下方介入義務価格を守る。</p> <p>2 理事会は、緩衝在庫に係る購入又は売却が四十万トンに達した場合には、特別多数票による議決で、それぞれ、次のいずれの価格で緊急用緩衝在庫の運用を開始するかにつき決定を行う。</p> <p>(a) 下方介入義務価格又は上方介入義務価格</p> <p>(b) 下方介入義務価格と下方指示価格との間の価格又は上方介入義務価格と上方指示価格との間の価格であつて理事会が定めるもの</p> <p>3 理事会が2の規定に従って特別多数票による議決で決定を行わない限り、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方指示価格を一キログラム当たり二マレイシア・シンガポール・セントを上回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し下方指示価格を守るように、また、市場の指標価格が上方指示価格を一キログラム</p>	<p>4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のいずれについても、市場の指標価格が下方指示価格を下回ることのないよう、また、上方指示価格を上回ることのないよう、緩衝在庫の有するすべての機能は、十分に活用する。</p> <p>5 緩衝在庫管理官による購入及び売却は、確立された商業市場を通じて実勢価格により行うものとし、また、当該市場における最初の船積月の末日の後一箇月以内に船積みを行うことができる現物のゴム又は当該船積みが行われる月に通常対応して消費地で引渡しが行われる月において引渡しを行うことができる現物のゴムを対象として行う。緩衝在庫の効率的な運用のために、理事会は、コンセンサス方式により、受渡しの期日に現物のゴムを引き取るという厳格かつ絶対的な条件の下で、緩衝在庫管理官が最長二箇月後の受渡しを約する先物取引によってゴムを購入することを認める決定を行うことができる。</p> <p>6 理事会は、緩衝在庫の運用を容易にするため、確立されたゴム市場のある場所に及び承認された倉庫の置かれる場所に、必要に応じ、支部及び緩衝在庫管理官の事務所を設置する。</p> <p>7 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の取引及び緩衝在庫勘定の資金状況に関する月例の報告書を作成する。月例報告書については、各月の末日から三十日後に加盟国が入手することができるようにする。</p>
--	--	--	--

8 緩衝在庫の取引に関する情報には、緩衝在庫のすべての運用(在庫の入替を含む。)に係る量、価格、品種、等級及び市場に関する情報を含める。緩衝在庫の資金状況に関する情報には、預託に係る利率及び条件並びに使用通貨に関する情報並びに第二十一条に規定する事項についての他の関連情報を含める。

第三十一条 価格帯の検討及び改定

A 基準価格

1 基準価格の検討及び改定については、2に定める緩衝在庫の純変動量が生じた後に行われるものを含め、市場の傾向に基づいて行う。緩衝在庫管理官は、この協定の効力発生の後の理事会の最初の会期の直前において、その後は十二箇月ごとに、先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均を計算し、これを上方介入価格及び下方介入価格と比較する。その計算については、理事会の会期の直前に行うものとし、当該計算を行う日は、基準価格の最初の検討の場合を除くほか、少なくとも三箇月前に確定するものとする。

(a) 六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間にある場合には、基準価格は、改定してはならない。
 (b) 六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っている場合には、基準価格は、その五パーセントに相当する価額を減じた価格に自動的に改定される。改定後の基準価格は、当該計算が行われた日の翌日に効力を生ずる。理事会は、通常、改定後の基準価格が効力を生ずる日に会合し、その

改定に注意を払う。理事会は、改定前の基準価格を検討し、特別多数票による議決で、当該基準価格を五パーセントより高い百分率により下方に調整することを決定することができる。

(c) 六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格を上回っている場合には、基準価格は、その五パーセントに相当する価額を加えた価格に自動的に改定される。改定後の基準価格は、当該計算が行われた日の翌日に効力を生ずる。理事会は、通常、改定後の基準価格が効力を生ずる日に会合し、その改定に注意を払う。理事会は、改定前の基準価格を検討し、特別多数票による議決で、当該基準価格を五パーセントより高い百分率により上方に調整することを決定することができる。

(d) もっとも、この協定の効力発生の後の理事会の最初の通常会期においては、(b)又は(c)の規定による自動的な改定は、四パーセントとする。
 (e) 基準価格及び六箇月の間の日ごとの市場の指標価格については、比較のため、小数点以下二位まで計算する。

2 事務局長は、理事会の最近の通常会期の後における緩衝在庫の純変動量が十万吨に達する場合においては、事態についての評価を行うため特別会期として理事会の会合を招集する。理事会は、特別多数票による議決で、次の措置を含む適当な措置をとることを決定することができる。
 (a) 緩衝在庫の運用の停止

(b) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更
 (c) 基準価格の改定

3 (a) 千九百八十七年の国際天然ゴム協定第三十条の規定により行われた基準価格の最後の改定、(b) この3の規定により行われた基準価格の最後の改定又は(c) 2の規定により行われた基準価格の最後の改定のうちの最近の改定の後ににおける緩衝在庫の純購入量又は純売却量が三十万吨に達した場合には、その時点における基準価格は、その三パーセントに相当する価額を当該基準価格から減じた価格又は当該基準価格に加えた価格に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を三パーセントより高い百分率により引き下げ又は引き上げることを選択する場合は、この限りでない。

4 第二十九条4の規定にかかわらず、上方介入義務価格又は下方介入義務価格については、基準価格の改定により、それぞれ上方指示価格を上回り又は下方指示価格を下回るものとしてはならない。

5 1及び3の規定にかかわらず、基準価格の改定については、上方介入価格又は下方介入価格がそれぞれ前条3の規定によって緊急用緩衝在庫の運用を開始する水準を上回り又は下回るものとしてはならない。

B 指示価格

6 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができる。
 7 理事会は、指示価格の改定が市場の傾向及び条件の変化に即して行われることを確保する。このこととの関連において、理事会は、天然ゴ

ムの価格、消費、供給、生産費及び在庫の傾向、緩衝在庫に保有される天然ゴムの量並びに緩衝在庫の資金状況を考慮に入れる。
 8 下方指示価格及び上方指示価格は、次に定めるところによって検討する。

(a) 最初の検討は、千九百八十七年の国際天然ゴム協定第三十一条7(a)の規定による最後の検討の二十四箇月後に又は、この協定が千九百九十六年五月一日後に効力を生ずる場合には、この協定による理事会の最初の会期において行う。その後の検討は、二十四箇月ごとに行う。
 (b) 例外的な事態においては、検討は、理事会において二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国の要請がある場合に行う。

(c) 基準価格につき、(i) 下方指示価格の最後の改定の後若しくは千九百八十七年の国際天然ゴム協定の効力発生の後下方に、又は(ii) 上方指示価格の最後の改定の後若しくは同協定の効力発生の後上方に、3の規定による三パーセント以上の改定及び1の規定による五パーセント以上の改定が行われる場合又は1、2若しくは3の規定による合計八・一五パーセント以上の改定が行われる場合に検討を行う。ただし、基準価格の最後の改定の後六十日の間における日ごとの市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っていること又は上方介入価格を上回っていることを条件とする。

9 6から8までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準

価格を下回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、上方への改定は、行つてはならない。同様に、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を上回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、下方への改定は、行つてはならない。

第三十二条 市場の指標価格

1 日ごとの市場の指標価格を設定する。日ごとの市場の指標価格は、クアラ・ランパール、ロンドン、ニュー・ヨーク及びシンガポールの各市場並びに他の確立された商業市場であつて理事會が決定するものにおける理事會の定める日ごとの公式の価格を複合したもの、すなわち、天然ゴムの市場を反映したものとするようにこれらの価格を加重平均したものとす。日ごとの市場の指標価格は、当初は、RSS一号、RSS三号及びTSR二十番の価格を基礎として算定するものとし、それぞれについての加重値は、二対三対五の割合とする。すべての価格は、マレイシア・シンガポール通貨によるマレイシア港・シンガポール港本船渡し価格に換算する。

2 理事會は、品種・等級の構成及び加重値、日ごとの市場の指標価格の計算方法並びに市場の数を検討するものとし、また、特別多数票による議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ゴムの市場を反映したものとするを確保するためにこれらを変更することができる。理事會は、他の確立された商業市場が天然ゴムの國際価格に影響を及ぼすとみなす場合には、特別多

数票による議決で、日ごとの市場の指標価格の算定に当たつて当該市場を追加することを決定することができる。

3 日ごとの市場の指標価格の最近の五市場日における平均がこの協定に規定する価格を上回っている場合、これに等しい場合又はこれを下回っている場合には、市場の指標価格は、それぞれ当該この協定に規定する価格を上回っていると、これに等しい又はこれを下回っているとみなす。

第三十三条 緩衝在庫の構成

1 理事會は、この協定の効力発生後の最初の会期において、次の(a)及び(b)の基準に従い、緩衝在庫に用いるくん煙シート(RSS)及び技術的格付ゴム(TSR)の國際的に認められた標準的な品種・等級を指定する。

(a) 緩衝在庫に用いることが認められる最低の品種・等級は、RSS三号及びTSR二十番とする。

(b) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前曆年の天然ゴムの貿易量の少なくとも三パーセントに相当する量を占めているものとする。

2 緩衝在庫の構成が市況の変化、安定化の達成とこの協定の目的及び緩衝在庫の品質を商業上の見地から高い水準に維持する必要性を反映したものとするを確保するために必要な場合には、理事會は、特別多数票による議決で、1に定める基準又は選択された品種若しくは等級を変更することができる。

3 緩衝在庫管理官は、安定化とこの協定の目的を推進するとともに、緩衝在庫の構成につ

いて天然ゴムの輸出又は輸入の構成を正確に反映したものとするようあらゆる努力を払う。

4 理事會は、価格を安定させるために必要な場合には、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

第三十四条 緩衝在庫の置かれる場所

1 緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することのできる場所に置く。この原則に従い、緩衝在庫は、理事會が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の領域に置く。緩衝在庫のゴムの配置については、費用の最小化を図るとともに安定化の達成とこの協定の目的に適合したものとす。

2 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、千九百八十七年の國際天然ゴム協定の理事會が定め又はこの協定の理事會が改定する基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

3 この協定の効力発生の後、理事會は、倉庫の一覽表及び倉庫の使用に必要な措置を確定し及び承認する。理事會は、必要な場合には、千九百八十七年の國際天然ゴム協定の理事會が承認した倉庫の一覽表及び同理事會が定めた基準を検討し、これらを適宜維持し又は改定することができる。

4 理事會は、また、緩衝在庫の置かれている場所について定期的に検討するものとし、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することができるよう、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の置かれている

場所を変更するよう指示することができる。

第三十五条 緩衝在庫の品質の維持

緩衝在庫管理官は、すべての緩衝在庫がその品質につき商業上の見地から高い水準において購入され及び維持されることを確保する。このため、緩衝在庫管理官は、この水準を確保するために必要な場合には、緩衝在庫に保管されている天然ゴムを入れ替えることができる。この場合において、緩衝在庫の入替えに要する費用及び入替えが市場の安定に及ぼす影響に適切な考慮を払う。入替えに要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第三十六条 緩衝在庫の運用の制限又は停止

1 第三十条の規定にかかわらず、理事會は、その会期中において、同条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、特別多数票による議決で、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

2 事務局長は、理事會が会期中でない場合において、第三十条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、議長と協議を行った後、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

3 事務局長は、2の規定に基づき緩衝在庫の運用を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事會の会期を招集する。理事會は、第十三条4の規定にかかわらず、その制限又は停止の日の後十日以内に会合するものとし、特別多数票による議決で、その制限又は停止を追認し又は解除する。理事

会が当該会期において何らの決定も行うことができない場合には、緩衝在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

4 理事会は、この条の規定に基づき決定された緩衝在庫の運用又は停止が効力を有している間は、三箇月を超えない間隔でその決定を検討する。その検討を行うための会期において、理事会が、特別多数票による議決で、制限若しくは停止の継続を承認しない場合又は何らの決定も行うことができない場合には、緩衝在庫の運用は、制限なしに再開する。

第三十七条 緩衝在庫勘定に対する拠出に係る制裁

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限の日までに履行しない場合には、当該加盟国は、支払が延滞しているものとす。六十日以上支払が延滞している加盟国は、2に規定する事項に関する投票においては、加盟国でないものとみなされる。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。

3 支払が延滞している加盟国は、支払期限の日からの接受国におけるプライム・レートによる利子を負担する。他の加盟輸入国及び加盟輸出国による延滞額の補填は、自発的に行われるものとする。

4 加盟国の拠出の不足が支払の要請の後六十日の間における為替相場の変動のみによって生じた場合には、当該加盟国は、支払が延滞してい

ないものとする。この場合には、不足額についての利子を課されない。もっとも、当該加盟国は、拠出の支払の後六十日以内に当該不足額を支払うべきである。

5 六十日以上支払が延滞していた加盟国の投票権その他の権利は、当該加盟国が延滞に係る債務を履行したと理事会が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞額を補填していた場合には、当該他の加盟国は、完全に返済を受け

第三十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の調整

1 理事会は、各会計年度の最初の通常会期における票の再配分に当たり又は機関の加盟国に変更がある場合にはその都度、この条の規定により、各加盟国が緩衝在庫勘定に対して行った拠出について必要な調整を行う。このため、事務局長は、次の額を算定する。

(a) 各加盟国の純現金拠出額。この額は、この協定の効力発生の後各加盟国が支払ったすべての拠出の合計額から2の規定により各加盟国に返還された額を減ずることによって算定する。

(b) 総計純拠出要請額。この額は、一連の拠出要請額の合計額から2の規定により返還された額の合計額を減ずることによって算定する。

(c) 各加盟国の改定純拠出額。この額は、第四条の規定により改定された各加盟国の理事会における票数の比率に基づき及び第二十七条3の規定に従い、総計純拠出要請額を加盟国に配分することによって算定する。もっとも

も、この条の規定の適用上、各加盟国の票数の比率は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びその結果行われる票の再配分を考慮することなく算定する。

加盟国の純現金拠出額がその改定純拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定から差額(ただし、未払の延滞損害金を減じた額)の返還を受ける。加盟国の改定純拠出額がその純現金拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定に差額(ただし、未払の延滞損害金を加えた額)を支払う。

2 理事会は、第二十八条の2及び3の規定に考慮を払った上でその後四箇月の間における緩衝在庫の運用のために必要な資金の額を超える現金による純拠出額が存在すると決定する場合には、この超過額から同条の当初拠出の額を減じた額を返還する。ただし、理事会が、特別多数票による議決で、返還をしないと又はこれよりも少ない額を返還すると決定する場合は、この限りでない。返還額についての各加盟国の取り分は、各加盟国の純現金拠出額に比例して算定した額から未払の延滞損害金を減じた額とする。支払が延滞している加盟国の拠出に係る債務は、返還額の総計純現金拠出額に対する率に比例して減ぜられる。

3 加盟国が要請する場合には、当該加盟国が受ける権利を有する返還額は、緩衝在庫勘定に保留することができる。加盟国が自国に対する返還額を緩衝在庫勘定に保留することを要請する場合には、当該返還額は、第二十八条の規定により将来要請される拠出の額から控除される。加盟国の要請により緩衝在庫勘定に保留された

返還額は、当該返還額の通常の払戻期限の日から実際に払戻しが行われる日の前日までの間、緩衝在庫勘定の資金に対して得られる平均金利で利子を生ずる。

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となった支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

5 緩衝在庫勘定における現金の額が加盟国の総計純現金拠出額を超える場合には、この余剰資金は、この協定の終了の際に分配される。

第三十九条 緩衝在庫及び為替相場の変動

1 マレイシア・リンギット・シンガポール・ドルと天然ゴムの主要な輸出国又は輸入国である加盟国の通貨との間の為替相場の変動により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、事務局長は、第三十六条の規定により特別会期として理事会の会合を招集するものとし、また、加盟国は、第十三条の規定に基づき特別会期として会合を開催するよう要請することができる。理事会は、第三十六条の規定に基づき、十日以内に会合し、事務局長がとった措置を承認し又は解除するものとし、また、第三十一条1の第一段及び同条7の前段の原則に従い、特別多数票による議決で、適当な措置(価格帯の改定を含む。)をとることを決定することができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、理事会の適時の招集を確保することのみを目的として、1の為替相場が著しく変動したと決定する

ための方式を定める。

3 マレイシア・リンギットとシンガポール・ドルとの間の為替相場上の乖離により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、理事会は、状況を検討するために会合するものとし、単一の通貨の採用につき検討することができ

第四十条 緩衝在庫勘定の清算手続

1 緩衝在庫管理官は、この協定の終了の際に、この条の規定に従い緩衝在庫勘定の資産を清算するための又は当該資産を天然ゴムに関する新たな国際協定の下に移転させるための費用の総額を見積もるものとし、当該総額に相当する額を別個の勘定に保有しておく。緩衝在庫勘定の残高が当該費用を支弁するために十分でない場合には、緩衝在庫管理官は、必要な追加額を調達するために十分な量の天然ゴムを緩衝在庫から売却する。

2 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、次の方式により算定する。

(a) 緩衝在庫の価額は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムの総量の価額とする。この価額は、品種・等級別の天然ゴムの量に、第三十二条に規定する各市場における品種・等級別の天然ゴムの時価のうちこの協定の終了の日

(b) 緩衝在庫勘定の価額は、緩衝在庫の価額にこの協定の終了の日における緩衝在庫勘定の現金資産の額を加えた価額から1の規定によって保有される額を減じた価額とする。
(c) 各加盟国の純現金拠出額は、この協定の有

効期間中各加盟国が行った拠出の合計額から第三十八条の規定により返還された額の合計額を減じた額とする。この場合において、第三十七条3の規定に従って支払われた延滞損害金は、緩衝在庫勘定に対する拠出に含まれない。

(d) 緩衝在庫勘定の価額が総計純現金拠出額を上回る場合又は下回る場合には、余剰分はこの協定に定義する時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額に比例して各加盟国に分配し、不足分は各加盟国が加盟国であった期間に有した票数の平均に比例して各加盟国に割り当てる。各加盟国が負担すべき不足分の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びその結果行われる票の再配分を考慮することなく算定する。

(e) 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、各加盟国の純現金拠出額につき、(d)に規定する緩衝在庫勘定の不足分又は余剰分のうち各加盟国に割り当てられた額を減じた額又は各加盟国に分配された額を加えた額とし、未払の延滞損害金がある加盟国の場合は、更にその額を減じた額とする。

3 この協定がその終了後直ちに天然ゴムに関する新たな国際協定によって置き替えられることとなる場合には、理事会は、特別多数票による議決で、新たな協定に参加する意思を有する加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分を新たな協定の必要とするところに従って新たな協定の下に効率的に移転させることを確保するため

を希望しない加盟国は、自国が緩衝在庫勘定について有する持分につき、次の方法により支払を受ける権利を有する。

(a) 緩衝在庫勘定に対する総計純現金拠出額に占める当該加盟国の純現金拠出額の百分率に従い、三箇月以内に、利用可能な現金から支払を受ける。

(b) 秩序立った売却によって又は天然ゴムに関する新たな国際協定の下への時価による移転によって緩衝在庫を処分することにより得られる純収益から支払を受ける。その処分については、十二箇月以内に完了しなければならぬ。ただし、理事会が特別多数票による議決で(a)の規定に基づく支払の額を増加することを決定する場合は、この限りでない。

4 この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十七条6に規定する期間内において次に定めるところに従って行われる緩衝在庫の秩序立った処分を規律する手続を採択する。

(a) 天然ゴムは、新たに購入してはならない。機関は、緩衝在庫の処分に必要な費用を除くほか、新たな費用を負担してはならない。

5 緩衝在庫勘定の残余の現金は、2の規定により算定される各加盟国の持分に比例してそれぞれ加盟国に直ちに分配する。ただし、6の規定に基づきいずれかの加盟国が天然ゴムを受け取ることを選択する場合は、この限りでない。
6 加盟国は、理事会が採択する手続に従い、自国が緩衝在庫勘定の資産について有する持分

つき、その全部又は一部を現金により受け取ることに代えて天然ゴムを受け取ることを選択することができる。

7 理事会は、加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分に係る調整及び支払のための適切な手続を採択する。当該調整に当たっては、次の事項を考慮する。

(a) 2(a)に規定する天然ゴムの価格と緩衝在庫の一部又は全部が緩衝在庫の処分に関する手続に従って売却される価格との乖離
(b) 清算の費用の見積額と実際の額との相違
8 理事会は、会合の後三十日以内に加盟国についての最終的な会計上の決済を終了させるため、緩衝在庫勘定に係る最後の取引の後三十日以内に会合する。

第九章 一次産品のための共通基金との関係
第四十一条 一次産品のための共通基金との関係

1 機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。
2 指定された国際商品団体としての機関は、一次産品のための共通基金の第二勘定を通じて資金を供与される事業の実施に関し、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係る義務を含むいかなる資金上の義務も負わない。機関は、当該事業に関する加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について責任を負うものではなく、また、他のいずれかの加盟国も、そのような債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

第十章 供給、市場アクセス及び他の措置

第四十二条 供給及び市場アクセス

1 加盟輸出国は、消費者に天然ゴムが継続的に供給されることを維持する政策及び計画を可能な限り追求することを約束する。

2 加盟輸入国は、天然ゴムにつき自国の市場へのアクセスを維持する政策を可能な限り追求することを約束する。

第四十三条 他の措置

1 この協定の目的を達成するため、理事会は、次のことを促進することを目標とする適当な措置及び方法を選定し及び提案する。

(a) 天然ゴムを生産する加盟国が生産、生産性及び販売の増大及び改善を通じて天然ゴムをめぐり経済活動を発展させること、ひいては、天然ゴムを生産する加盟国の輸出収入を増加させ、同時に、供給の信頼性を向上させること。このため、他の措置に関する委員会は、次のものを選定するために経済的及び技術的分析を行う。

(i) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益となる天然ゴムの研究及び開発に関する計画及び事業(特定の分野における科学的研究に関するものを含む。)

(ii) 天然ゴム産業の生産性を向上させるための計画及び事業

(iii) 供給される天然ゴムの品質を向上させるための並びに天然ゴムの品質に関する規格及び天然ゴムの形態の統一を達成するための方法及び手段

(iv) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通を改善するための方法

(b) 天然ゴムの最終用途を開発すること。このため、他の措置に関する委員会は、天然ゴムの需要の拡大及び新たな用途をもたらす計画及び事業を選定するための適当な経済的及び技術的分析を行う。

2 理事会は、1に規定する措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、適当な場合には、十分な資金が国際金融機関、一次産品のための共通基金の第一勘定その他の資金源から提供されることを促進し、かつ、容易にするよう努める。

3 理事会は、この条の規定を実施するため、承認された事業を実施するための任意拠出を受け入れることができる。任意の拠出金の管理は、理事会が特別多数票による議決で定める規則に従う。

4 理事会は、適当な場合には、この条の規定による特定の措置の実施を促進するため、加盟国及び国際機関その他の機関に対し勧告を行うことができる。

5 他の措置に関する委員会は、理事会がその実施の促進及び勧告について決定した措置についての進捗状況を定期的に検討するものとし、その検討につき理事会に報告する。

第十一章 国内政策に関する協議

第四十四条 協議
理事会は、加盟国が要請する場合には、天然ゴムの供給又は需要に直接に影響を及ぼす天然ゴムに関するいづれの政府の政策についても協議する。理事会は、加盟国の検討に供するため、理事会の勧告を加盟国に送付することができる。

第十二章 統計、研究及び情報

第四十五条 統計及び情報

1 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき、この協定を十分に機能させるために必要な統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、理事会に対し、天然ゴムの生産、消費及び貿易に関する品種・等級別の入手可能な資料を速やかにかつ最大限に可能な範囲で提供する。

3 理事会は、また、この協定を十分に機能させるために必要な他の入手可能な情報(関連分野についての情報を含む。)を提供するよう加盟国に要請することができる。

4 加盟国は、自国の国内法に適合する範囲で可能な最大限度まで、かつ、自国にとって最も適当な方法により、1から3までに規定する統計及び情報を妥当な期間内に提供する。

5 理事会は、天然ゴムの生産、消費、在庫、貿易及び価格並びに天然ゴムの需要及び供給に影響を及ぼす他の要素に関する最新の信頼し得る資料の入手に資するため、適当な国際機関(国際ゴム研究会を含む。)及び商品取引所と緊密な関係を確立する。

6 理事会は、天然ゴム又はその関連製品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報も公表されないことを確保するよう努める。

第四十六条 年次評価、予測及び研究
1 理事会は、加盟国の提供する情報並びに関係する政府機関及び国際機関からの情報を参考として、世界の天然ゴムの状況及び天然ゴムの

関連分野に関する年次評価を作成する。

2 理事会は、また、少なくとも半年に一回、その後六箇月の間の天然ゴムの生産、消費、輸出及び輸入の予測を可能な場合には品種・等級別に行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

3 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐり経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い、又はこれらの研究を行うために適当な措置をとる。

第四十七条 年次検討

理事会は、毎年、この協定の精神と適合しているか及びこの協定の目的を推進しているかを含め、この協定の実施について検討する。理事会は、検討の後、この協定の機能の改善のための方法及び手段について加盟国に勧告を行うことができる。

第十三章 雑則

第四十八条 加盟国の一般的義務及び債務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するために最善の努力を払う及び協力するものとし、この協定の目的に反するいかなる行動もとってはならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるように天然ゴムをめぐり経済活動の発展及び近代化を促進するため、当該経済活動に関する状況を改善するよう並びに天然ゴムの生産及び利用を奨励するよう努める。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受け入れるもの

のとし、これらの決定を制限する効果又はこれらの決定に反する効果を有することとなる措置をとらない。

4 この協定の実施によって生ずる加盟国の債務(機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない。)は、第七章及び第八章の規定に従って行われる運営勘定に対する分担金の支払及び緩衝在庫の費用の負担に係る加盟国の義務並びに第四十一条の規定により理事会が負うことができる義務の範囲に限定される。

第四十九条 貿易に対する障害

1 理事会は、第四十六条に規定する世界の天然ゴムの状況に関する年次評価により、生の、半加工をした又は変性加工をした天然ゴムの貿易の拡大に対する障害となつていゝるものを明らかにする。

2 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対し、貿易に対する障害を漸進的に除去し及び可能な場合には撤廃するため相互に受入れ可能かつ実質的な措置を適当な國際的な場において探求するよう勧告することができる。理事會は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十条 天然ゴムの輸送及び天然ゴム市場の構造

理事会は、市場に対する規則的な供給を確保し及び市場に供給された産品に係る費用を軽減するため、合理的かつ衡平な運賃の実現及び輸送体制の改善を奨励し、かつ、促進すべきである。

第五十一条 特別の救済措置

開發途上加盟輸入国及び後發開發途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利

益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、國際連合貿易開發會議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲの3及び4に定めるところに従つて適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第五十二条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のためこの協定に基づく加盟国の義務を免除する必要がある場合において、当該義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明に満足するときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たつて、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第五十三条 公正な労働基準

加盟国は、自国の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させることを目的とした労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

第五十四条 環境上の側面

加盟国は、千九百九十二年に開催された國際連合貿易開發會議第八回会期及び國際連合環境開發會議における合意に従つて環境上の側面に適当な注意を払うよう努力する。

第十四章 苦情及び紛争

第五十五条 苦情

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとす。理事会は、關係加盟国とあらかじめ協議を

した後、苦情に係る事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の決定については、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に違反していると認定する場合には、この協定の他の条に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとること

1 当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国が理事会において有する投票権を停止すること及び、必要と認めるときは、当該加盟国のその他の権利(理事会又は第十八条の規定により設置される委員会の役員)の地位を保持する権利及びこれらの委員会の構成国となることのできる権利を含む。)を停止すること。

(b) 違反がこの協定の実施を著しく妨げているときは、第六十五条の規定に基づく措置をとること。

第五十六条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に關する紛争であつて關係加盟国の間で解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、理事会による討論の後、加盟国の過半数の国であつて総票数の三分の一以上を有するものは、理事会に対し、決定を行うのに先立って係争中の問題につき3の規定により構成

される諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の五人の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、それぞれ(i)に定める要件を満たす者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定によつて指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国及び非加盟国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が負担する。

4 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出されるものとし、理事会は、關連のあるすべての情報を検討した後、特別多数票による議決で、当該紛争について決定を行う。

第十五章 最終規定

第五十七条 署名

この協定は、千九百九十五年四月三日から十二月二十八日まで、國際連合本部において、千九百

九十四年の国際連合天然ゴム會議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第五十八条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第五十九条 批准、受諾及び承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれの憲法上の手続又は組織の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十七年一月一日までに寄託者に寄託する。もっとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかった署名政府に対し、寄託の期限の延期を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを宣言する。

第六十条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することができない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日から暫定的にこの協定を完全に適用する旨をいつても寄託者に通告することができる。

2 1の規定にかかわらず、いずれの政府も、この協定を自国の憲法上又は立法上の手続による制限及び自国の国内法令による制限の範囲内においてのみ適用する旨を暫定的適用の通告書に

明記することができる。もっとも、当該政府は、この協定に対するすべての資金上の義務を履行する。このような暫定的適用の通告を行った政府は、理事会が前条2の規定に基づいて別段の決定を行わない限り、この協定の暫定的効力発生から十二箇月を経過した後においては暫定的な加盟国としての資格を失う。

第六十一条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の八十パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百九十五年十二月二十九日までに又はその後のいずれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、同年十二月二十九日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の七十五パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の七十五パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百九十五年十二月二十九日までに又はその後千九百九十七年一月一日前のいずれかの日までに、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条1の規定によりこの協定を暫定的に適用し、この協定に係る資金上の約束を完全に引き受ける旨を寄託者に通告した場合には、千九百九十五年十二月二十九日又は当該千九百九十七年一月一日前のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

る。この場合において、この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずる場合又は理事会が4の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、十二箇月の期間暫定的に効力を有する。

3 国際連合事務総長は、この協定が2の規定に基づいて千九百九十七年一月一日までに暫定的に効力を生じなかった場合には、その後の実行可能と認められる最も早い時に、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。その会合は、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的又は確定的に発効させるために必要な措置をとるべきかどうかにつき、これらの政府に対し勧告を行うことを目的とする。国際連合事務総長は、その会合において結論が得られなかった場合において、適当と認めるときは、そのような会合を再び招集することができる。

4 理事会は、1に定めるこの協定の確定的効力発生の要件が2の規定に基づくこの協定の暫定的効力発生の後十二箇月以内に満たされないと認める場合には、この十二箇月の期間の満了の日を遅くとも一箇月前までにこの協定の将来につき検討し、1の規定に従うことを条件として、特別多数票による議決で、次のことを決定する。

- (a) この協定の全部又は一部をその時における加盟国の間で確定的に発効させること。
- (b) この協定の全部又は一部につき、暫定的効力発生の状態をその時における加盟国の間で更に一年間継続させること。

(c) この協定について再交渉をすること。理事会が何らの決定も行わなかった場合には、この協定は、この十二箇月の期間が経過した後を終了する。理事会は、この4の規定によって行った決定を寄託者に通報する。

5 この協定は、この協定の効力発生の後批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

6 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り早期に、理事会の最初の会期として会合を招集する。

第六十二条 加入

1 この協定は、すべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、理事会が定める条件に基づいて行う。当該条件は、特に、加入書の寄託の期限、票数及び資金上の義務について定める。もっとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することができなかった政府に対し、期限の延期を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。加入書には、当該政府が理事会の定めるすべての条件を受け入れる旨を明記する。

第六十三条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、加盟輸出国の三分の二以上の国であって加盟輸出国の総票数の八十五パーセント

以上を有するもの及び加盟輸入国の三分の二以上の国であつて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正が効力を生ずるための要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が定める期限に関するこの規定にかかわらず、加盟国は、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。ただし、通告が改正の効力発生前に行われることを条件とする。

5 加盟国は、改正が効力を生ずる日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上の手続又は組織の手続を完了することが困難であるため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延期することを理事会が決定する場合は、この限りでない。この場合において、当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正が効力を生ずるための要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

第六十四条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつても、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時に、その旨を理事会に通報する。

2 脱退の通告を行った加盟国は、寄託者がその通告を受領した後一年で、この協定の締約国で

なくなる。

第六十五条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反しており、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日以後一年で、この協定の締約国でなくなる。

第六十六条 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾する加盟国又は改正を受諾しない加盟国の会計上の決済

1 理事会は、この条の規定に従い、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国についての会計上の決済を行う。

(a) 第六十三条の規定によるこの協定の改正を受諾しないこと。

(b) 第六十四条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定に支払った分担金の払戻しを行わない。

3 理事会は、この協定の改正を受諾しないことと、脱退すること又は除名されることにより締約国でなくなる加盟国に対し、当該加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分(緩衝在庫勘定に生ずる剰余分について有する持分を除く)を第四十条の規定に従って返還する。

(a) この協定の改正を受諾しないことにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改正

の効力発生から一年が経過した後に行う。

(b) 脱退する加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。もつとも、その脱退の結果、理事会が次条5の規定に基づき当該返還に先立ってこの協定を終了させることを決定する場合には、第四十条及び次条6の規定を適用する。

(c) 除名される加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。

4 緩衝在庫勘定の運用を害することなしには又は返還に要する資金を調達するために加盟国からの追加の拠出を要請することなしには3の(a)、(b)又は(c)の規定による緩衝在庫勘定からの現金の支払を行うことができない場合には、当該支払は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムのうち必要な量の天然ゴムを上方介入価格以上の価格で売却することができる時まで延期する。この4の規定に基づいて支払が延期される旨を理事会が脱退する加盟国に対し第六十四条に定める一年の期間の満了前に通報する場合には、当該加盟国が希望するときは、脱退の意思の通告と実際の脱退との間の一年の期間は、理事会が当該加盟国の持分の支払が六十日以内に行われる旨の通報を行う時まで延長される。

5 この条の規定により妥当な返還を受けた加盟国は、機関の清算によつて得られる収益につき持分を有する権利を有しない。当該加盟国は、また、返還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を有しない。

第六十七条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後四年間効力を有す

る。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する四年の期間の満了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉することを決定することができる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を1に規定する四年の期間の満了の日から通算して二年を超えない期間延長することができる。

4 天然ゴムに関する新たな國際協定についての交渉が行われ、かつ、3の規定に基づくこの協定の延長期間内に新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、新たな協定が効力を生ずる時に終了する。

5 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了の後も、第四十条の規定に従い、かつ、特別多数票による議決によつて理事会が行う決定に従い機関の清算(会計上の決済を含む)及び資産の処分を行うため、三年を超えない期間存続するものとし、この期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の規定に基づいて行った決定を寄託者に通告する。

第六十八条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け

て、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。
 千九百九十五年二月十七日にジュネーブで、ひ
 としく正文であるアラビア語、中国語、英語、フ
 ランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協
 定を作成した。

附属書A 第六十一条の規定の適用上算定
 された純輸出量の総計に対する
 各輸出国の純輸出量の百分率

	百分率(注)
ポリヴィア	〇・〇四〇
カメルーン	〇・八六七
象牙海岸	一・七六四
インドネシア	三二・一〇八
マレーシア	二七・九七一
ナイジェリア	二・九四六
シンガポール	〇・〇〇〇
スリ・ランカ	二・〇九六
タイ	三三・二〇八
合計	一〇〇・〇〇〇

注 これらの百分率は、千九百八十九年から
 千九百九十三年までの五年間における天然
 ゴムの純輸出量の総計に対する百分率であ
 る。

附属書B 第六十一条の規定の適用上算定
 された純輸入量の総計に対する
 各輸入国及び輸入国群の純輸入
 量の百分率

	百分率(注)
アルゼンティン	〇・九四三

中国	八・八四三
コロンビア	〇・七〇〇
キューバ	〇・〇四三
朝鮮民主主義人民共和国	〇・一九五
欧州共同体	二六・九六八
オーストリア	〇・七三三
ベルギー・ルクセンブルグ	一・五三五
デンマーク	〇・〇六七
フィンランド	〇・二二一
フランス	五・五五九
ドイツ	六・四三七
ギリシャ	〇・二七六
アイルランド	〇・二二四
イタリア	三・七五四
オランダ	〇・三二一
ポルトガル	〇・二三九
スペイン	三・三九七
スウェーデン	〇・二九二
連合王国	三・九三三
インド	〇・四五〇
日本国	二二・六九四
レバノン	〇・〇〇三
モロッコ	〇・二三七
ノールウェー	〇・〇二二
パキスタン	〇・七一五
大韓民国	八・八三〇
ロシア連邦	一・一四九
スロヴァキア	〇・三三四
スイス	〇・〇五九
アメリカ合衆国	二八・八一五
合計	一〇〇・〇〇〇

合計	一〇〇・〇〇〇
----	---------

注 これらの百分率は、千九百九十一年から
 千九百九十三年までの三年間における天然
 ゴムの純輸入量の総計に対する百分率であ
 る。

附属書C 千九百九十四年の国際連合天然
 ゴム会議の議長が見積もった緩
 衝在庫の費用

千九百八十二年から千九百八十七年三月まで行
 われた約三十六万トンの緩衝在庫の取得及び運用
 に要した費用並びに千九百九十年から千九百九
 四年十二月まで行われた二十二万トンの緩衝在
 庫の取得及び運用に要した費用を基礎として、五
 十五万トンの緩衝在庫の取得及び運用に要する費
 用は、五十五万トンに下方介入義務価格を乗じた
 額にその額の三十パーセントに相当する額を加え
 ることによって、算定することができる。

審査報告書

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
 右は多数をもって可決すべきものと議決した。
 よって要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十日
 通信委員長 及川 一夫
 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、電気通信分野における研究開発
 のための施設を一層充実することにより通信・

放送技術の向上を図るため、通信・放送機構の
 業務に高度通信・放送研究開発を行うための基
 盤的な施設を整備してこれを研究開発を行う者
 の共用に供する業務を追加しようとするもので
 あり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成七年度一
 般会計補正予算(第2号)に通信・放送機構に対
 する出資金として七十五億八千万円が計上され
 ている。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
 た。
 よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年十月十九日
 衆議院議長 土井たか子
 参議院議長 斎藤 十朗殿

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
 通信・放送機構法の一部を改正する法律
 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六
 号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中、「及び第六号」を、「第五号及び
 第七号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め
 る。

第二十八条第一項中第八号を第九号とし、第五
 号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の
 次に次の一号を加える。

五 特定研究開発基盤施設を整備してこれを高
 度通信・放送研究開発を行う者の共用に供す
 ること。

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

第二十八條第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十日

労働委員長 足立 良平

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、個別の中小企業者が高度な人材の確保に係る改善計画を作成することができることとするとともに、雇用保険法の雇用安定事業及び能力開発事業としての助成及び援助等の措置を講ずる等所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成七年度一般会計補正予算(第2号)(通商産業省所管)に約

一億八千万円、平成七年度特別会計補正予算(特第2号)の労働保険特別会計の雇用助成に約八十七億二千二百万円がそれぞれ計上されている。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年十月十九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者の」の下に「職業の安定その他」を加える。

第四条第一項中、「その構成員」を「その構成員」に、「以下」改善計画」という。を、中小企業者は改善事業であつて職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのものについての計画」に、「その改善計画」を、そ

の計画」に改め、同条第二項中「改善計画」を「前項に規定する改善事業についての計画(以下「改善計画」という。))」に改める。

第五条第一項中「(以下)認定中小企業者」という。を、(以下)認定中小企業者」という。を加え、同条第二項中「構成員」の下に「若しくは認定中小企業者」を加える。

第七条の見出し中「雇用福祉事業」を「雇用安定事業等」に改め、同条中「第六十四条」を「第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、必要な設備若しくは福祉施設を設置若しくは整備を行い、又は新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条に次の一号を加える。

三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(次項において「被保険者」という。))として雇用されることとなつてゐる者(次項において「内定者」という。))に關し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条に次の二項を加える。

2 前項第二号及び第三号の助成及び援助を行うに当たつては、労働者を雇用していない中小企業者(同項第二号又は第三号の措置を講じた後、労働者を雇入れたものに限る。)を雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主と、前項第三号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、同法第四章の規定を適用する。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号。以下「事業団法」という。))及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第八条第一項中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号。以下「事業団法」という。))を「事業団法」に改め、「従つて、」の下に「その雇用しようとする労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))の設置又は整備を行う認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて労働者を雇用していないもの及び」を加え、「(政令で定めるものに限る。))」を削る。

第十条第一項中「又はその構成員たる中小企業者」を「若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十一条及び第十二条第一項中「中小企業者」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

第十五条中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。

第十七条中「認定組合等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十三日

中小企業対策特別委員長 二木 秀夫
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険の付保限度額の引上げ並びに特別小口保険の付保対象者の拡大を行うおととするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に関連する費用として、平成七年度一般会計補正予算(第2号)に、中小企業信用保険公庫出資金として二百五十七億円、信用保証協会基金補助金として五十四億円が計上されている。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成七年十月十九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「小企業者」を「小規模企業者」に改め、同項第一号中「五人」を「二十人」に、「二人」を「五人」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「五人」を「二十人」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「行なう」を「行う」に、「五人」を「二十人」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「五人」を「二十人」に改め、同号を同項第五号とする。

第三条の二第二項及び第三項中「二千万円」を「三千五百万円」に改める。

第三条の三第一項及び第二項中「小企業者」を「小規模企業者」に、「五百万円」を「七百五十万円」に改める。

第三条の七第一項中「一億五千万円」を「二億円」に、「三億円」を「四億円」に改め、同条第二項中「一億五千万円」を「二億円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二千万円」を「三千五百万円」に、「四千万円」を「七千万円」に改める。

(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への対応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への対応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「二千万円」を「三千五百万円」に、「四千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「七百五十万円」に、「一千万円」を「千五百万円」に改め、同条第四項中「一億五千万円」を「二億円」に、「三億円」を「四億円」に、「三億円」を「四億円」に改め、同条第六項中「二千万円」を「三千五百万円」に、「五百万円」を「七百五十万円」に改める。

(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への対応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法(以下「旧法」という)の第三条の二第一項に規定する無担保保険又は旧法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への対応の円滑化に関する臨時措置法第五条第一項に規定する特例中小企業者(以下「特例中小企業者」という)に係るものについては、同法第六条第六項の規定の適用については、同項中「無担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額」とあるのは「無担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保険価額の合計額のうち二千万円を超える部分の保険価額の合計額を除く。）」と、「特別小口保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額」とあるのは「特別小口保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保

小企業者(以下「特例中小企業者」という)に係るものについては、同法第六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は旧法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特例中小企業者に係るものが成立しており、かつ、その保険価額の合計額がそれぞれ二千万円又は五百万円を超えている場合においては、当該特例中小企業者に係る改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という)第三条の二第一項に規定する無担保保険又は新法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係についての前条の規定による改正後の特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への対応の円滑化に関する臨時措置法第六条第六項の規定の適用については、同項中「無担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額」とあるのは「無担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保険価額の合計額のうち二千万円を超える部分の保険価額の合計額を除く。）」と、「特別小口保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額」とあるのは「特別小口保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保

險の保険関係における保険価額の合計額のうち五百万円を超える部分の保険価額の合計額を除く。)とする。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項中「二千万円を」「三千五百万円」に改め、同条第四項中「五百万円を」「七百五十万円」に、「小企業者」を「小規模企業者」に改める。

(中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第六條 中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項を削り、同条第二項中「中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)を」「研究開発等事業関連保証」の下に「(同法第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。)」を加え、同項を同条とする。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七條 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「一億五千万円を」「一億円」「三億円」を「四億円」に、「三億円」を「四億円」に改める。

審査報告書

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十四日

商工委員長 杏掛 哲男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の経済情勢の変化に対応して、我が国における経済活動の活力を維持し、我が国経済の自律的發展を円滑化するために、引き続き、民間事業者の能力の活用による施設整備、新規事業実施の円滑化、輸入の促進に寄与する事業の支援等新たな事業活動を促進するための措置を講ずるとともに、その拡充を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴い、平成七年度一般会計補正予算(第二号)に、四百十五億五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行が真に実効性あるものとなるよう、税制上の措置を含めた支援策の一層の充実に努めることとし、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 民法法に基づき特定施設の整備については、

地域及び民間事業者のニーズと事業の実態に即し、かつ利用者の利便に配慮した効果的な支援を行うとともに、地域の基盤整備の一体的推進を図る観点から、地方公共団体及び関係行政機関との連携を一層強化すること。

なお、阪神・淡路大震災地域における復興の一層の促進を図るため、当該地域に係る復興プロジェクトとしての対象施設の整備事業については、特段の支援措置を講ずること。

二 新規事業法に基づくストックオプション制度

を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。関連支援措置の運用に当たっては柔軟に対応するとともに、新規事業の実施計画の認定手続の簡素化・迅速化に努めること。

知的財産権の担保化については、その評価方法について鋭意検討するほか、ベンチャー・ビジネスに対する民間投融資の促進策を広く検討していくよう努めること。

三 輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の有効活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通関手続等における体制の一層の整備に努めること。

と。

右決議する。

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年十月十九日

参議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條」を「第四十二條之二」に、「第四章 雜則」第五十七條「第五十九條」を「第三章之二 通信・放送機構の業務の特例等」第四章 雜則(第五十七條、第五十九條、第五十六條之二、第五十六條之七)に改める。

第二条第一項第一号中「次の施設」の下に「(大学の研究機能を活用することにより、高度な工業技術の効率的な企業化が図られる場合にあつては、イからハまでに掲げる施設)」を加え、同項第六号に次のように加える。

ハ 港湾の環境の保全又は改善のための機能をも有する施設であつて、廃熱等の利用に必要な施設が一体的に設置されるもの

第二条第一項に次の二号を加える。

十六 再生資源の利用の促進を図るために設置される施設のうち広く一般の需要に応じるためのものであつて、次に掲げるもの

(これらと一体的に設置される研修施設そ

他の共同利用施設を含む。

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をす

ロ 再生資源を原材料とする燃料を利用した発電施設又は熱供給施設

イ 相当数の観覧席を備えた競技場その他の施設であつてスポーツ産業に係る業務を行うための多様な機能を有するもので、かつ、観覧者の利便を増進するための施設を備えたもの

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設であつてイに掲げる施設と一体的に設置されるもの

第三条第三項中「第十五号まで」を「第十七号まで」、「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、基本指針が前条第一

項第十七号に掲げる特定施設に係るものであるときは、事前に、スポーツの振興を図る見地からの文部大臣の意見を聴いた上で、同大臣に協議しなければならない。

第四条第三項第五号中「及び第十四号」を「第十四号及び第十六号」に改める。

第六条中「従つて特定施設の整備」の下に「(運営を含む。）」を加える。

第九条中「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改める。

第十四条中「並びに第五号イ及びロ」を「第五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に、「整備を」を「整備等を」に、「保証して」を「保証すること等により」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

3 政府は、基金が第四十条第一項第二号に掲げる業務に必要な資金として第四十二条の二の特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができ

る。

第十九条中「日本開発銀行を」政府及び日本開発銀行」に改める。

第四十条第一項第一号中「必要な」の下に「資金を調達するために発行する社債及び当該を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の

一号を加える。

二 日本開発銀行その他大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定計画に係る特定施設(第二條第一項第一

号、第三号、第五号、第六号二、ホ及びハ、第七号(同号イに掲げる施設及び当該施設と一体として設置される同号二又はホに掲げる施設に限る。)、第八号、第十一号ロ、第十三号並びに第十五号から第十七号までに掲げるものに限る。)の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

第四十条第二項中「出資された金額と」を出資された金額(同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。)とに改める。

第四十一条第一項中「決定」の下に「及び利子補給金の支給の決定」を加える。

第四十二条第二項中「第四十条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第三章第四節中第四十二条の次に次の一条を加える。

(特別施設整備促進円滑化推進資金) 第四十二条の二 基金は、第四十条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、特別施設整備促進円滑化推進資金を設

け、第十七条第三項の規定により特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならぬ。

2 基金は、特別施設整備促進円滑化推進資金に係る経理については、他の経理と区分して整理しなければならない。

3 特別施設整備促進円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特別施設整備促進

円滑化推進資金に充てるものとする。 第四十六条中「出資者」を「政府以外の出資者」に改める。

第五十四条第三項中「出資者は」を「政府以外の出資者は」に改める。

第五十六条の見出し中「運輸大臣との」を削り、同条中「次の場合には、第二條第一項第五号ロ」を「第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、次の各号」に、「運輸大臣」を当該各号に掲げる大臣」に改める。

第五十六条各号を次のように改める。

一 次の特定施設 運輸大臣

イ 第二條第一項第五号ロ及び二に掲げるもの

ロ 第二條第一項第六号二、ホ及びハに掲げるもの

二 第二條第一項第七号イに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設 建設大臣

三 第二條第一項第十一号ロに掲げる特定施設 農林水産大臣

四 第二條第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣及び運輸大臣

五 第二條第一項第十八号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣

六 第二條第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 通信・放送機構の業務の特

例等

(通信・放送機構の業務の特例)

第五十六条の二 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第二条第一項第二号、第四号及び第七号(同号ロ及びハに掲げる施設並びに同号ロに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される施設に限る。)に掲げる特定施設をいう。以下同じ。)の整備を促進するため、次の業務を行う。

一 日本開発銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定計画に係る特別通信・放送基盤施設の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。
二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

第五十六条の三 機構は、大蔵大臣及び郵政大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(利子補給金の支給の決定を除く。)の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金

融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは、「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「この法律」とあるのは、「この法律又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」と、「その業務」とあるのは、「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは、「事務所」と、「業務の状況」とあるのは、「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

(出資)
第五十六条の四 機構は、第五十六条の二に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、大蔵大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、機構に出資することができる。この場合において、政府は、次条第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべき金額を示すものとする。

(特別通信・放送基盤施設整備基金)
第五十六条の五 機構は、第五十六条の二に規定する業務に必要な経費の財源をその運用に

よつて得るために、特別通信・放送基盤施設整備基金を設け、前条第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

2 機構は、特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理については、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。)第十条の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る勘定において、他の経理と区分して整理しなければならない。

3 機構は、次の方法によるほか、特別通信・放送基盤施設整備基金を運用してはならない。

- 一 国債その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(機構法の特例等)
第五十六条の六 第五十六条の二の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。)第五十六条の二に規定する業務(以下「特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務」とい

う。）」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定施設整備法」と、機構法第四十三条中「次の場合」とあるのは「次の場合(特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び特定施設整備法第五十六条の二」とする。

2 第五十六条の二の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、機構法及び前項に規定するもののほか、通信・放送開発法附則第四条に定めるところによるものとする。

(建設大臣との協議)
第五十六条の七 大蔵大臣及び郵政大臣は、第五十六条の二に規定する業務に関し、機構法第二十九条第一項又は第三十一条の認可をしようとするときは、第二十一条第七号ロに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設の整備に係る事項に関し、建設大臣に協議しなければならない。
第五十七条中「整備」の下に「運営を含む。」を加える。

第五十九条中「第九号まで」を「第十一号まで」に改め、同条第一号イ中「及び第十三号」を「第十三号並びに第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当しないもの及び同号ロ」に改め、同号ロ中「並びに同号イを」、「同号イ」に改め、「一体として設置されるもの」の下に「並びに第十七号に掲げるもの」を加え、同条第三号ロ中「及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同条に次の二号を加える。

十 第二条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣及び通商産業大臣

十一 第二条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣

第六十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 第五十六条の三第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした第五十六条の三第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十一条中「十万円」を「二十万円」に改め、第六十三条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二 第五十六条の五第三項の規定に違反して特別通信・放送基盤施設整備基金

を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。附則第二条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月二十九日まで」に改める。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定新規事業に関し経営の指導を行うことと。

第七条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を、「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「第六条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第八条から第十条までを次のように改める。(新株発行の特例)

第八条 認定事業者であつて株式会社であるもの(以下「認定会社」という。)が、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行する際には、その新株の発行を受ける者(とくに、次に掲げる事項について商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条に定める決議がなければならぬ。この場合において、は、取締役は、株主総会においてその新株の

発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の発行価額

三 新株の発行を受ける者の氏名

四 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができ

旨の定めのある場合に限り、することができ

る。

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合わせて、発行済株式の総数の三分の一を超えない。

4 商法第二百八十条の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第二項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の発行を受ける者として同項の決議が

あつたものとみなす。

(株券への記載等)

第九条 定款に前条第二項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2 商法第三百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

(書面の提出等)

第十条 認定会社は、第八条第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、通商産業大臣に提出した前項の書面の写しを、通商産業省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を通商産業大臣に提出した日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

第十条の次に次の四条を加える。(公示等)

第十一条 通商産業大臣は、次の場合には、直ちに、通商産業省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

一 前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の書面を通商産業省に備え置き、その書面の提出があつた日か

ら、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

(報告の徴収)

第十二条 通商産業大臣は、認定事業者に対して、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二 第十条第二項の規定に違反して、書面の写しを公衆の縦覧に供しない者

三 第十条第二項の規定による書面の写しの公衆の縦覧に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の縦覧に供した者

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 認定会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定会社の業務に関し、前項第一号から第三号までの違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その認定会社に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項第四号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十四条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした認定会社の取締役又は使用人は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第九条第二項において準用する商法第二百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

附則第二条中「平成八年五月二十九日」を「平成十八年五月二十九日」に改める。

附則第三条を次のように改める。
(廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定によりこの法律を廃止する場合においては、その廃止の時までに第八条第一項の決議をした認定会社については、その決議の日から十年を経過するまでの間、第五条第二項及び第八条から第十四条までの規定は、なおその効力を有する。
(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる」を削る。

第三条に次の一号を加える。

四 当該地域において輸入促進基盤整備事業に係る施設の整備及び輸入貨物流通促進事業の実施が確実と見込まれること。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第一号中「輸入促進地域」の下に「及び特定集積地区」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の

次に次の一号を加える。

二 輸入促進地域のうち、当該輸入促進地域における輸入貨物の流通の円滑化を図るため、輸入貨物流通促進事業の集積を特に促進することが適当と認められる地区(以下「特定集積地区」という。)の設定に関する事項

第五条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「事項」の下に「及び第三項各号に掲げる事項のうち港湾又は空港に係るもの」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第四号」の下に並びに第三項第三号を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第三号及び第四号並びに前項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、地域輸入促進計画において、前項各号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項並びに第二号及び第三号に掲げる事項の範囲について定めることができる。

一 特定集積地区の区域
二 特定集積地区における輸入貨物の流通に関する目標

三 特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業の内容

第六条第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第九項まで」を「前条第四項から第十項まで」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、

「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「第四号」の下に並びに同条第三項第三号を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第七条中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。
第八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 承認地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において輸入貨物流通促進事業を行う者に対し、当該輸入貨物流通促進事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第十二条第一項中、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「第三号及び第四号」を「第三号から第五号まで」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「特定施設整備法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削り、同条第二項中「第八条第一号及び第二号」を「第八条第一号から第三号まで」に改め、同条第

三項中「第八条第四号」を「第八条第五号」に改める。

第十三条第一項中「基づいて」の下に「特定集積地区において」を加える。

第十五条中「設置した者」の下に「又は承認地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち自治省令で定めるものを設置した者」を加える。

第二十一条第一項第二号中「及び第七項を」及び第八項に、「同条第八項を」同条第九項に、「第五条第七項を」第五条第八項に改める。

附則第二条中「平成八年五月二十九日」を「平成十八年五月二十九日」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(次項において「基金」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しを

した金額により資本金を減少するものとする。(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画(同法第六条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの)は、第三条の規定による改正後の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五条第八項の規定により主務大臣が承認した地域輸入促進計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の二部を次のように改正する。

附則第三十八条第八項中「整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する」を「整備される特定施設整備法第二条第一項第一号から第十五号までに掲げる」に改め、「同項」の下に「第一号に掲げるもののうち同号イからハまでに掲げる施設のもの」のうち同号イからハまでに掲げるもの及び同項を加え、同条第十項中「第二条第一項に規定する」を「第二条第一号から第十五号までに掲げる」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第一項中「各号に規定する特

定施設」を「第一号から第十五号までに掲げる特定施設(同項第一号に掲げるもののうち同号イからハまでに掲げる施設のものにより構成されるもの及び同項第六号に掲げるもののうち同号へに掲げる施設に係るものを除くものとし、」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

(繊維産業構造改善臨時措置法の一部改正)

第八条 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の三第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を、「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)

第九条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を、「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第十条 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法を削り、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「同法」を「特定施設整備法」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に改め、「同法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び、「同法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

附則第九條第五項、第六項及び第八項中「第八条第五号」を「第八条第六号」に改める。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第十一条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条の表以外の部分中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第五十六條の二」に規定する業務、電気通信基盤充実臨時措置法に改め、同表第十一條の項中「第六條第一項、電気通信基盤法」を「第六條第一項、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五十八條の二、電気通信基盤法」に、「金融関連三業務」を「金融関連四業務」に改め、「金融関連業務」の下に、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい

う。(第五十六條の二に規定する業務)を加え、

発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型放

促進法、特定施設整備法、電気通信基盤法及び

設置整備法第五十六條の五第二項の規定により整備基金に充てるべきものとして行われていけるその他の出資)中(に相当する額については国庫に納付し)施設整備法第五十六條の五第二項の規定による整備基金に係る経理として整理された額に庫に納付し」と、

る勘定並びに一般勘定を加え、「第四号に掲げる業務、電気通信基盤法」を、第四号に掲げる業務、特定施設整備法第五十六條の二第一号に掲げる業務、電気通信基盤法に、「債務保証等三業務」という。(を)「債務保証等四業務」という。(に係る勘定(特定施設整備法第五十六條の五第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理として整理された部分を除く。)並びに一般勘定)と、「各出資者」とあるのは「各出資者(債務保証等四業務に係る勘定においては特別通信・放送基盤施設整備基金に係る出資者を除く。)」に、「債務保証等三業務に係る(を)債務保証等四業務に係る」に、「業務、電

を

この法律及び通信・放送開	この法律、通信・放送開
送開発法	送番組促進法
この法律及び通信・放送開	この法律、通信・放送開
送開発法	送番組促進法
それぞれの出資	それぞれの出資(特定施設特別通信・放送基盤施設の出資及び当該勘定にお
機構法第四十二條第一項中	機構法第四十二條第一項とあるのは「並びに特別通信」及び「放送基盤施設」に相当する額については国

に改め、「債務保証等業務」という。(の下に)に係

気通信基盤法第六條第一号及び(を)業務、特定施設整備法第五十六條の二に規定する業務、電気通信基盤法第六條第一号及び(を)「(電気通信基盤法)を(特定施設整備法第五十六條の二に規定する業務、電気通信基盤法)に改める。(特定商業集積の促進に関する特別措置法の一部改正)第十二條 特定商業集積の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。第十三條 第一項中、「特定施設整備法第十九條中「日本開発銀行」とあるのは政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第二項の認可を受

けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額(を)同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「第二号に掲げる金額を除く。」を「第二号に掲げる金額を除く。」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を、「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「特定施設整備法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び、「特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

第十三條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條 第一項中、「特定施設整備法第十九條中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額(を)同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「特定施設整備法第四十一條第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び利子補給金の支給

の決定」と、特定施設整備法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び「特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。(厚生省設置法の一部改正)第十四條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條 第二十八号中「浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)」の下に、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を加える。第六條 第二十七号の三を第二十七号の四とし、第二十七号の二の次に次の一号を加える。二十七号の三 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところにより、基本指針を定め、並びに整備計画の認定を行い、及びその認定を取り消すこと。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)第十五條 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五條のうち厚生省設置法第六條の改正規定中「第六條中」の下に「第二十七号の四を第二十七号の五」とし、「を」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)第十六條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二〇六円
送料別	六円(税込)